

牛乳乳製品統計調査における 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された牛乳乳製品統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、同基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 牛乳乳製品統計調査の概要

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的としており、平成21年調査（基礎調査については平成20年調査）からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

	基礎調査	月別調査
調査の対象	日本標準産業分類に掲げる細分類0913-処理牛乳・乳飲料製造業及び0914-乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）に属する事業所のうち、牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所（但し、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く）（以下、これらを総称して「調査対象」という。）	基礎調査の調査対象のうち次のいずれかに該当するもの (1) 12月の月間の生乳受乳量が300トン以上の工場 (2) 県外から生乳を受乳している工場 (3) 飲用牛乳等を県外へ出荷している工場 (4) 粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳及びアイスクリームを製造する工場 (5) 都道府県別に(1)～(4)のいずれかに該当する調査対象の12月の生乳受乳量の合計が、基礎調査の全調査工場の受乳量合計の80%未満の場合において、(1)～(4)の基準に該当しない工場から受乳量の大きい工場から順に抽出し、80%以上となるまでの工場

調査の規模 (別紙1参照)	約620工場	約370工場
調査時期		
調査実施期間	毎年1月	1月から12月までの毎月
調査期日	毎年12月末日現在	毎月末日現在
調査事項	(1) 事業所の属する事業体の経営組織及び常用従事者数 (2) 生乳の受乳量及び送乳量 (3) 生乳の牛乳等向け及び乳製品向け処理量 (4) 牛乳等の種類別生産量並びに飲用牛乳等の地域別出荷状況及び容器容量別生産量 (5) 乳製品の種類別生産量及び年末在庫量 (6) 生産能力	(1) 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (2) 生乳の牛乳等向け及び乳製品向け処理量 (3) 牛乳等の種類別生産量 (4) 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (5) 乳製品の種類別生産量及び月末在庫量
調査方法	(1) 調査票を郵送し、調査対象が記入した調査票を郵送又はFAX(調査対象の了解が得られた場合に限る。)で回収する方法 (2) 政府統計共同利用システムオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)を使用して調査票を配布し、回収する方法 (3) 民間事業者が調査対象から聞き取る方法(基礎調査のみ)	

2 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容

牛乳乳製品統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査対象への謝礼支給とする(業務の流れについては、別紙2-1、2-2参照)。

ア 業務実施期間

平成25年11月1日から平成29年1月31日まで(基礎調査は平成25年調査分から27年調査分まで、月別調査は平成26年1月調査分から平成28年12月調査分まで)とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (ア) 農林水産省大臣官房統計部長が定める牛乳乳製品統計調査要領
- (イ) 牛乳処理場・乳製品工場一覧表(以下「処理場・工場一覧表」という。)(別紙3の様式に毎年10月31日現在の処理場・工場を取りまとめ、11月上旬に貸与)
- (ウ) 照会対応事例集
- (エ) 調査対象情報(別紙4の様式に調査対象の特徴、これまでの回収状況(時期・時間等)等を整理したものをいう。)
- (オ) 平成24年基礎調査の調査票情報

- (カ) 平成23年、平成24年及び平成25年月別調査の調査票情報
- (キ) 牛乳乳製品統計調査集計プログラム (Excel VBA)
- (ク) オンライン調査システム利用手順書
- (ケ) ワンタイムパスワードトークン (「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード (認証のため1回に限り使用できる使捨てのパスワードをいう。) を生成する機器をいう。)
- (コ) オンライン調査システム操作ガイド

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎ等を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

(7) 実査準備

a 調査関係用品の印刷 (11月から1月中旬まで)

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- (a) 調査対象に配布する調査関係用品 (別紙6参照) のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に毎年12月下旬までに作成・印刷すること。

なお、基礎調査票のプレプリント (調査票情報の一部を用いて、調査対象の負担の軽減の観点から、あらかじめ配布前の調査票等に情報を印刷すること) は、1月中旬までに行うこと。

- (b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様 (紙質、色など) を使用すること。

見本については、入札説明会において示すものとする。

- (c) 調査対象に配布する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」とすること。

b 調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認 (11月から12月中旬まで)

民間事業者は毎年11月から12月中旬までに調査対象に対し、翌年の調査の連絡・協力確認を行う。

その際、インターネットが整備されている調査対象については、政府統計共同利用システムによるオンライン調査 (以下単に「オンライン調査」という。) についても積極的に協力を求めることとし、新たにオンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する (オンライン調査への変更は、年途中からでも可能)。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫に

より設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（平成25年3月現在の調査対象におけるオンライン調査システムの利用割合は、基礎調査にあつては約51パーセント、月別調査にあつては約72パーセント）。

また、本調査は、畜産行政の基礎資料を整備することを目的とした基幹統計調査であり、調査事項を的確に把握する必要があるとともに、高い精度が求められることから、1により選定した全ての調査対象に対し調査ができるよう協力を依頼するものとし、やむを得ず調査協力が困難となった場合は、次によるものとする。

- (a) 農林水産省に対して調査対象名と調査協力が困難となった理由を「調査拒否等報告」（別紙7-1、7-2）に取りまとめて報告すること。
- (b) 農林水産省は(a)の報告を受けた際、当該調査客体が調査拒否である場合には、地方農政局の職員から再度調査の協力依頼を行い、民間事業者は農林水産省から調査への協力が得られた旨の連絡を受けた後、その調査対象に対し調査の実施に関する連絡・確認を行うこと。
- (c) 基礎調査については、民間事業者は処理場・工場一覧表に示された全ての調査対象に対し、翌年の調査の連絡・協力確認を行う。
- (d) 月別調査については、民間事業者は処理場・工場一覧表に月別調査の対象として示された全ての調査対象及び農林水産省から1月以降新規に操業した旨連絡のあった調査対象に対し、毎年12月中旬までに翌年の1月分以降の調査の連絡・協力確認を行う。

(イ) 実査

a 調査関係用品の配布

民間事業者は、調査対象に対し調査票、返信用封筒、調査票の記入の仕方を配布する。その際、報告日を明示した書面を併せて配布する。

また、オンライン調査については、「システム利用手順書」に基づきID及びパスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

b 集計プログラム

農林水産省が貸与する集計プログラムの利用ソフト(Microsoft Office Excel 2007以上)については民間事業者で準備すること。

c オンライン調査システムの回答者情報登録

民間事業者は、毎月、その月の前月末日までに、「システム利用手順書」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙8参照）。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスを民間事業者で準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows7、Windows Vista、Windows XP（（SP3とし、メーカーサポートが切れる時期までに対応するシステム環境を用意したものに限る。）、MacOS X v10.7、MacOS X v10.6、MacOS X v10.5、MacOS X v10.4
ブラウザ	Internet Explorer9、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Safari6、Safari5、Safari4、FireFox15、GoogleChrome 21.0
PDF利用ソフト	Adobe Reader 8.0以上

d 調査対象からの問合せ、苦情等の対応（随時）

民間事業者は次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ、苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。
- (c) 問合せ、苦情等の対応状況については「牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況」（別紙9-1、9-2の様式による。以下「問合せ・苦情等対応状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより提出すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

e 調査票の回収・督促（基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回）

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査票の回収・督促方法は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
調査票の回収に要した郵送料については、実額（調査対象からの郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。
- (b) 基礎調査は1月20日、月別調査は毎月10日までに調査票が提出されない調査対象に対し、督促を行うこと。
- (c) 最新の調査票の回収・督促状況を「牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況」（別紙10-1、10-2の様式による。以下「調査票回収・督促状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより提出すること。
- (d) 年途中で調査対象が休業し、又は廃業するとの情報を得たときには、農林水産省に連絡すること（年途中で調査対象が休廃業等により脱落した場合は、「調査拒否等報告（月別調査）」（別紙7-2）により農林水産省に報告を行い、対応策について指示を受けること。1の要件に照らし必要な場合は、農林水産省が調査対象の補充選定を行う。）。

(f) 調査票の内容審査（基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回）及び調査対象への疑義照会（随時）

民間事業者は、提出された調査票の内容について、審査事項一覧表（別紙5）

に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、調査票の記入内容の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。

なお、調査対象ごとの調査票の内容審査又は調査対象への照会については、調査対象情報を活用し、効率的に行う。

また、調査対象に対する照会の状況は「牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況」（別紙11-1、11-2の様式による。以下「疑義照会状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。

- (イ) 調査票の電子化（調査票ファイルの作成・報告）（基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回）

民間事業者は、審査が終了した調査票について、調査票情報を電子化した「調査票ファイル」を作成し、農林水産省に電子メールにより報告する。

- (オ) 集計及び報告

- a 牛乳乳製品統計調査集計プログラム（以下「集計プログラム」という。）を用いた帳票の作成・検討・報告（基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回）

(a) 民間事業者は、(イ)の調査票ファイルを集計プログラムにより集計し、「生乳生産量及び用途別処理量」、「牛乳等生産量」、「乳製品生産量」、「乳製品の在庫量」、「送受乳量結果表」等の帳票の電子ファイルを作成する。

(b) 調査対象別に審査事項一覧表に基づき確実に審査、検討を行い、生乳生産量及び用途別処理量、牛乳・乳製品の生産量及び乳製品の在庫量、県間送受乳量等の変動要因を「疑義照会状況」の回答内容欄に記入の上、農林水産省に電子メールにより報告する。

なお、留意すべき主な検証事項については、入札説明会において提示する。

- b 第1報の統計表の作成・報告

民間事業者は、次に掲げる方法により、第1報の統計表の作成・報告を行う。

- (a) 基礎調査（年1回）

基礎調査票の調査票ファイルから、集計プログラムにより農林水産省が年1回公表する「第1報」の統計表の電子ファイルを作成し、電子メールにより報告する。

- (b) 月別調査（年12回）

月別調査の調査票ファイルから、集計プログラムにより農林水産省が毎月公表する「第1報」の統計表の電子ファイルを作成し、電子メールにより報告する。

- c 報告書統計表の作成・報告（年1回）

民間事業者は、(イ)の調査票ファイルから、集計プログラムにより報告書統計表の電子ファイルを作成し、審査事項一覧表に基づき確実に審査、検討を行い、電子メールにより報告する。

- d 調査票の審査、第1報の統計表及び報告書統計表の作成・検討に当たっての留意点

民間事業者は、次の事項に留意して統計表の作成・検討を行う。

- (a) 前月、前年同月結果との審査又は検討は、集計プログラムを用いて行うこと。
 - (b) 集計プログラムにより作成される帳票及び第1報の統計表について、審査事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合は、要因を調査し、データの修正を行うこと。
 - (c) 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行うこと。
 - (d) 農林水産省が調査票の内容、結果表の内容等について確認を求めた場合は、これに応じること。
- (カ) 調査対象への謝礼支給

民間事業者は、調査を実施した調査対象に対し、1年間の調査終了後、謝礼として平成19年度に農林水産省が調査対象に支払った金額（基礎調査にあつては4,080円、月別調査にあつては調査票を回収した月数に応じ、最大年間17,520円（但し、牛乳処理場及び乳製品工場を併設する調査対象については、最大年間35,040円））の謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金代又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支払件数）及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

- (7) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うものとする。
- (イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により廃棄するものとする。
- (ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票にあつては、紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙6）に掲げる印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

調査票 （審査が終了したもの）	基礎調査：毎年2月25日 月別調査：翌月18日まで
第1報の統計表	基礎調査：毎年2月25日 月別調査：翌月21日まで
報告書統計表	基礎調査：毎年2月25日 月別調査：12月分報告時に併せて報告

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するため、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務履行時間内（平日9時から18時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整がとれる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行う。

研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得るものとする。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ、苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条の規定に基づく承認を受けた基幹統計調査である。このことから調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること。

なお、基礎調査は1月20日、月別調査は毎月10日時点で回収状況を確認し、100パーセントの達成が困難な場合（調査対象の突発的な事情等により調査票が回収不能となっている場合等）には、農林水産省の指示を仰ぐものとする。

エ 調査票、第1報の統計表及び報告書統計表の審査・検討は、審査事項一覧表の審査項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び統計表の検証については、

(7) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合は調査票の内容の修正を行うこと。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2(1)カの納入物件及び9(1)の報告により毎月確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、調査関係用品の配布及び調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については別途農林水産省が負担する。

この場合において、民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、2(1)カの納入物件、9(1)の報告、業務の完了を確認できる書類及び実額支払い分を証明できる書類を農林水産省に提出する。

農林水産省は提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

イ 農林水産省が、2(1)カの納入物件や9(1)の報告の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

3 牛乳乳製品統計調査の契約期間

契約期間は、平成25年11月1日から平成29年1月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の

規定に該当しない者であること（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。

- (3) 予令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約又は役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
- (8) 本実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、当該外部有識者又はその者が属する民間事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール

ア 入札公告	平成25年7月8日
イ 入札説明会（第1回）	平成25年7月29日
（第2回）	平成25年8月28日
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成25年8月29日
エ 入札書類提出期限	平成25年9月3日
オ 入札書類の評価	平成25年9月12日
カ 開札	平成25年9月17日
キ 契約の締結	平成25年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとす

る。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類、提案書、「表1 評価項目一覧表」の提案書項目番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの、セキュリティマニュアル及び財務諸表を提出することとする。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ロ) 組織の専門性
- (ハ) 本業務従事予定者の研修
- (ニ) セキュリティ対策
- (ホ) 調査関係用品の印刷・配布
- (ヘ) 調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び調査対象への謝礼支給
- (ヘ) 問合せ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収・督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (ク) 調査票データの電子化及び報告
- (ク) 調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、検討及び報告

エ セキュリティマニュアルの内容

セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載することとする。

- (ア) 前年・当年調査票、調査リスト及び調査対象情報についての管理体制
- (イ) オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

オ 財務諸表の内容

民間事業者が自ら及び会計士等が作成した貸借対照表、損益計算書等の財務諸表について決算が確定した直近1年分を提出することとする。

なお、個人の場合は、所得税青色申告決算書その他の確定申告書等とする。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおりとする。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（49点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点150点）

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項目番号
大項目	中項目			必須(基礎点)	加点	加重	
1 実施計画							
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか。 ☆・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか。	基本的な調査実施計画 調査の効率化	4 -	- 12	- 4	
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。 また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。	基本的な組織体制	4	-		
		・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境	4			
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか。		4			
		・本業務を実施する上で適切な財務基盤・経理能力を有しているか。	財務的な安定性	4			
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	3	1	
		・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。			3	1	
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、牛乳・乳製品の生産・流通関係の基本的な知識(牛乳・乳製品についての用語、生産工程の知識)についての基本的な知見を有しているか。	専門性を有する職員の有無	-	9	3	
		・電話による督促、問合せ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することになっているか。	処理能力	-	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	9	3	
		・ISO9001の認証を受けているか。注)	資格の有無	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか。(牛乳乳製品統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	3			
		☆ 研修の計画に工夫が示されているか。(研修方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2	
		☆ 統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。		-	6	2	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか。	基本的なセキュリティ	4			
		・プライバシーマークの認証を受けているか。注)	万全なセキュリティ		3	1	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。注)			3	1	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。			6	2	
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配布	・印刷・配布の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	2			
3.2	調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び調査対象への謝礼支給	・調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び謝礼の方法についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	2			
		☆ 調査対象との良好な関係を維持するための工夫が示されているか。	調査対象への協力確認の質	-	9	3	
		☆ 調査対象に調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫が示されているか。	効率化	-	3	1	
		☆ オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか。			-	3	1
3.3	問合せ・苦情等対応	・調査対象からの問合せや苦情等対応の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4			
		☆ 調査対象からの問合せや苦情等に迅速かつ適切な対応を行うための体制と工夫が示されているか。	苦情対応の工夫	-	9	3	
3.4	調査票の回収・督促	・調査票の回収・督促の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4			
		☆ 調査票の回収を効率的に行うために効果的な工夫が示されているか。	調査票の回収業務の質	-	9	3	
		☆ 督促において、効果的・効率的に回収を行うための工夫が示されているか。	調査票の督促業務の質	-	9	3	
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査・疑義照会の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4			
		☆ 審査を迅速・的確・確実にを行うための工夫が示されているか。	調査票の審査業務の質	-	9	3	
		☆ 調査票の審査において、疑義照会を確実にを行う工夫が示されているか。	疑義照会対応の質	-	9	3	
		・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。	効率化	-	3	1	
3.6	調査票データの電子化及び報告	・調査票データの電子化及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3			
		☆ 調査票データの電子化を正確・迅速に行うための工夫が示されているか。	効率化	-	3	1	
		・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。		-	3	1	
3.7	調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、検討及び報告	・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3			
		☆ 調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表を正確・迅速に作成・検討・集計するための工夫が示されているか。	効率化	-	9	3	
		・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。		-	3	1	
4 その他							
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆ ・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意の工夫が示されているか。	その他		-	3	1
					49	150	
					0	99	
					100	49	51
					199	49	150
					49	150	

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目
実施体制、実績を評価する項目
技術点合計

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で、0~3点の4段階により評価
注)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。

(7) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を99点、実施体制、実績を評価する項目の配分を100点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	49点
技術点（加点項目：加点）	150点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は49点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い
初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示
牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙11)のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項
民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するための政府統計共同利用システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等
(1) 報告
2(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。
また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備考
調査拒否等報告	基礎調査：12月31日 月別調査：随時	別紙7-1の報告によること。 別紙7-2の報告によること。

問合せ、苦情等対応状況	基礎調査：2月25日 月別調査：翌月18日	別紙9-1の報告によること。 別紙9-2の報告によること。
調査票回収・督促状況	基礎調査：2月25日 月別調査：翌月18日	別紙10-1の報告によること。 別紙10-2の報告によること。
疑義照会状況	基礎調査：2月25日 月別調査：翌月18日	別紙11-1の報告によること。 別紙11-2の報告によること。
勤務体制表	毎月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 ・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。 ・ 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。 ・ 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。
事業報告書	平成26年調査：平成27年1月31日 平成27年調査：平成28年1月31日 平成28年調査：平成29年1月31日	年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象事業所数について記載すること。

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、(1)の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認められるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

このほか、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことを可能とする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者(法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象に対する謝礼を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「牛乳乳製品統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。)及び当該自ら行う業務が牛乳乳製品統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

エ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

オ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ク 再委託

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4) 秘密の保持」及び本項「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ケ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務のさらなる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

コ 契約の解除

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

- (ア) 法第22条第1項に該当するとき。
- (イ) 暴力団又は暴力団員を役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）としていることが明らかになったとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

サ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、平成27年12月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が

達成されたかを確認する。

なお、平成27年調査については、官民競争入札等監理委員会への報告を踏まえ、報告時期については農林水産省と協議を行う。

(3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9(1)に掲げる項目

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査対象への謝礼支給等が完了した時点）

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等については、評価を行うため、報告様式に従い平成28年3月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違法行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

また、法第45条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について官民競争入札等監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9(2)により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

別 紙 一 覧 表

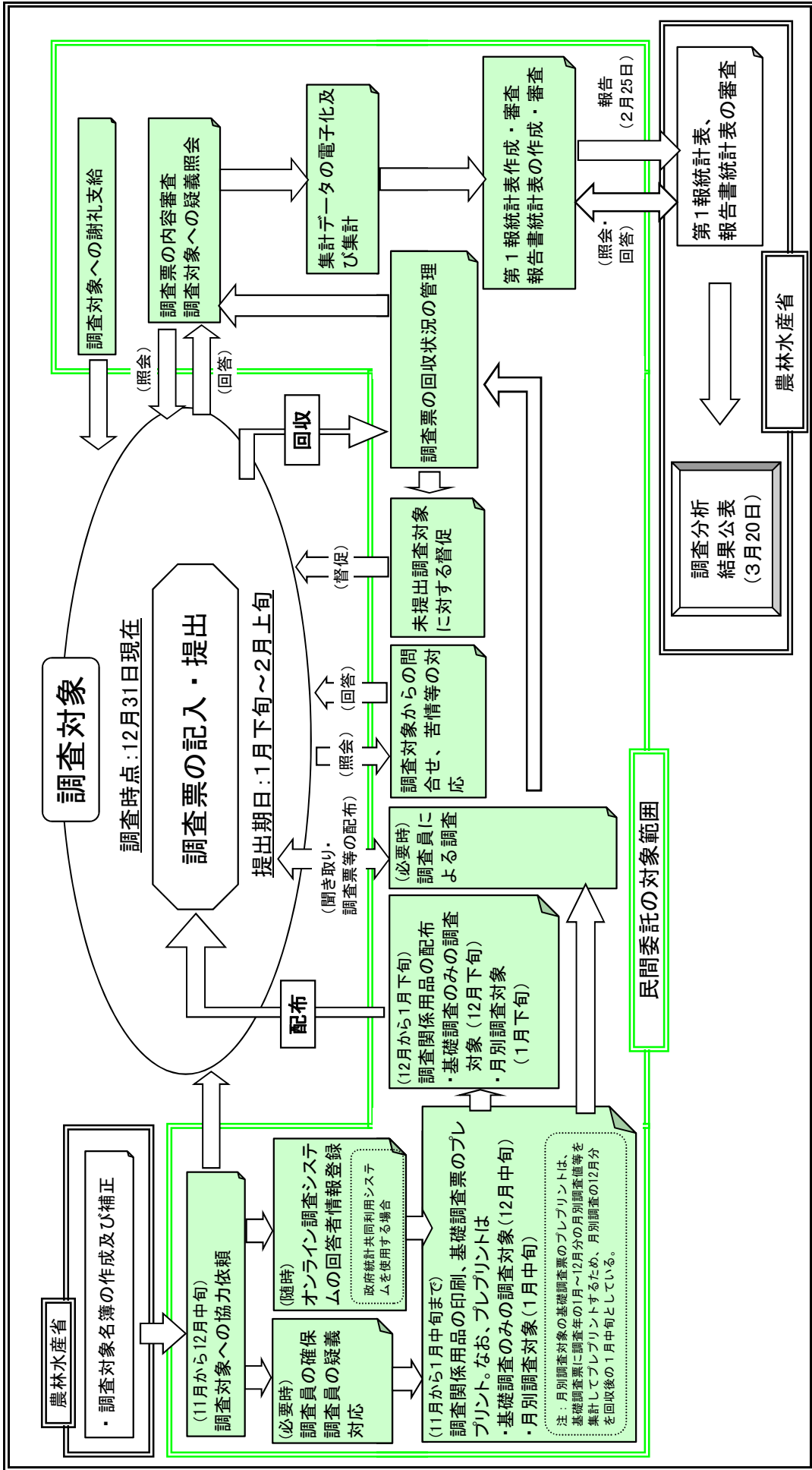
- 別紙 1 牛乳乳製品統計調査 都道府県別調査対象数
- 別紙 2 - 1 牛乳乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（平成26年～28年の実施方法）
- 別紙 2 - 2 牛乳乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（平成26年～28年の実施方法）
- 別紙 3 牛乳乳製品統計調査 牛乳処理場・乳製品工場一覧表
- 別紙 4 牛乳乳製品統計調査 調査対象情報
- 別紙 5 牛乳乳製品統計調査 審査事項一覧表（平成25年4月現在）
- 別紙 6 調査対象配布用品一覧
- 別紙 7 - 1 牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告（基礎調査）
- 別紙 7 - 2 牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告（月別調査）
- 別紙 8 牛乳乳製品統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順
- 別紙 9 - 1 牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況（基礎調査）
- 別紙 9 - 2 牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況（月別調査）
- 別紙10 - 1 牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況（基礎調査）
- 別紙10 - 2 牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況（月別調査）
- 別紙11 - 1 牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況（基礎調査）
- 別紙11 - 2 牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況（月別調査）
- 別紙12 従来の実施状況に関する情報の開示

牛乳乳製品統計調査 都道府県別調査対象数

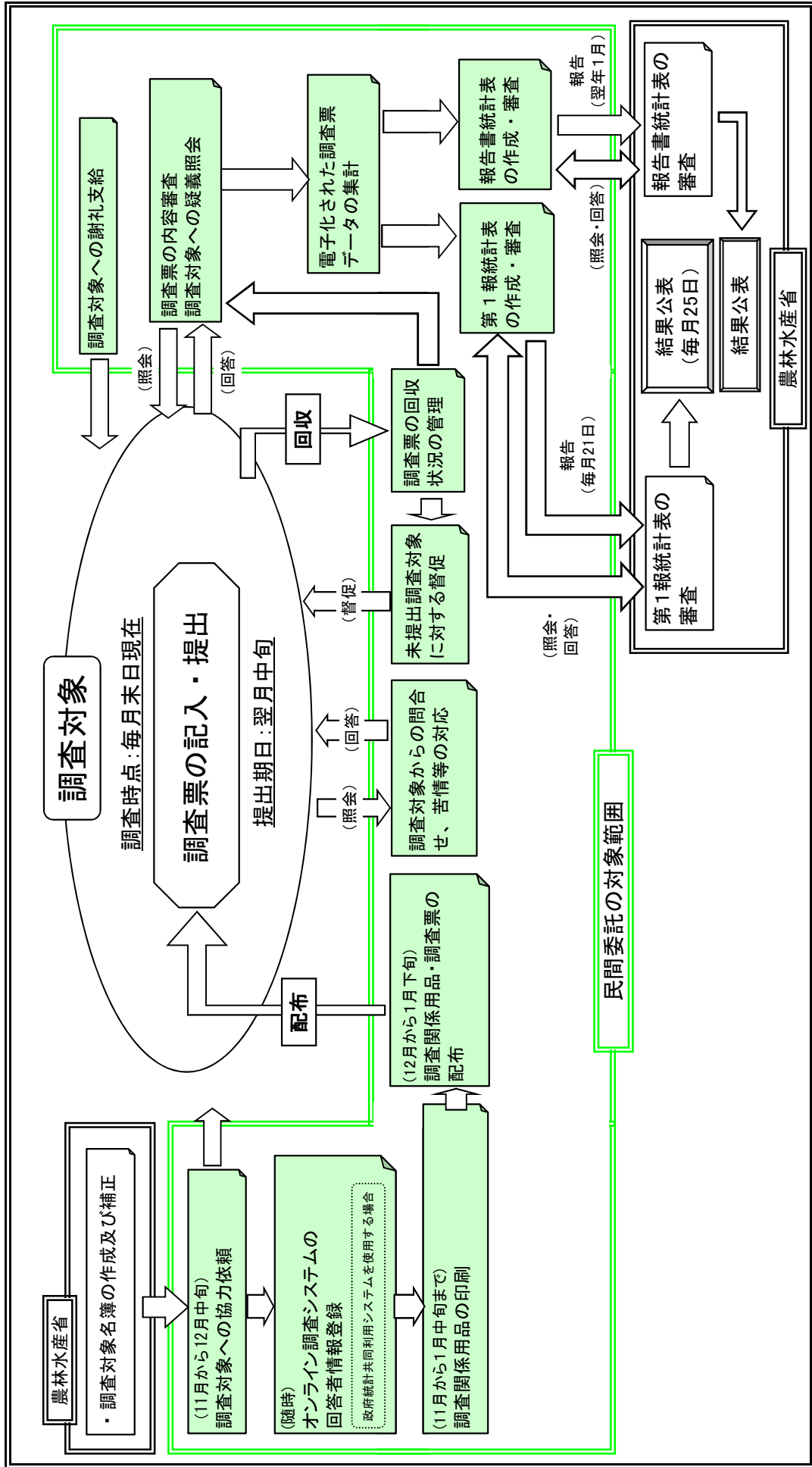
都道府県	基礎調査	月別調査	計
全 国	618	372	990
北 海 道	107	57	164
青 森	4	2	6
岩 手	22	15	37
宮 城	10	8	18
秋 田	10	2	12
山 形	14	5	19
福 島	9	6	15
茨 城	12	10	22
栃 木	22	13	35
群 馬	25	14	39
埼 玉	19	14	33
千 葉	16	9	25
東 京	13	10	23
神 奈 川	17	15	32
新 潟	23	10	33
富 山	13	8	21
石 川	7	4	11
福 井	5	2	7
山 梨	6	6	12
長 野	26	13	39
岐 阜	11	7	18
静 岡	21	13	34
愛 知	15	12	27
三 重	12	6	18
滋 賀	16	4	20
京 都	9	7	16
大 阪	11	10	21
兵 庫	16	12	28
奈 良	3	2	5
和 歌 山	6	4	10
鳥 取	2	1	3
島 根	8	4	12
岡 山	13	7	20
広 島	15	8	23
山 口	6	4	10
徳 島	1	1	2
香 川	4	3	7
愛 媛	2	1	3
高 知	3	1	4
福 岡	16	12	28
佐 賀	5	4	9
長 崎	5	3	8
熊 本	11	9	20
大 分	5	4	9
宮 崎	8	4	12
鹿 児 島	4	3	7
沖 縄	10	3	13

注：基礎調査は24年調査、月別調査は平成25年1月現在の調査対象数

牛乳乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（平成26年～28年の実施方法）



牛乳乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（平成26年～28年の実施方法）



(秘) 牛乳乳製品統計調査 牛乳処理場・乳製品工場一覽表

県番号	分類 符号	処 工 番	場 場 号	牛乳処理場・乳製品工場名	〒番号	処理場・工場所在地	電話番号	FAX	担当部署	担当者名

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 調査対象情報

No	牛乳処理 場・乳製品 工場名	調査票の指標欄		担当者	調査対象の特徴	回収状況(時期、時間等)	備考
		県番号	工場				

No.

牛乳乳製品統計調査 審査事項一覧表

(平成25年4月現在)

1 牛乳乳製品統計調査（基礎調査）審査事項一覧表

調査票項目	項番	審査内容	対処方法										
指標部	1	指標部に記入漏れ又は誤りがないか <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>調査年</td> <td>都道府県</td> <td>地域 センター</td> <td>分類符号</td> <td>工場</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">・網掛け部分は記入の必要はありません。</p>	調査年	都道府県	地域 センター	分類符号	工場						各コードを牛乳処理場・乳製品工場一覧表で確認してください。
	調査年	都道府県	地域 センター	分類符号	工場								
1 経営組織	2	記入内容が前年と違っていないか <p>1 経営組織</p> <p style="margin-left: 20px;">1：会社 2：農業協同組合 3：個人・その他</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin-left: 40px;"></div>	前年と違う経営組織を記入している場合は、調査客体に確認してください。										
	3	従業員数（12月31日現在） <p>2 常用従業員数（12月31日現在）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin-left: 40px;"></div> <p style="text-align: right;">人</p>	前年と5人以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。										

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																																										
3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)	4	計と内訳が一致しているか	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																																																										
	5	前年値と比べ大きな変動はないか	前年は県外の受乳がないのに本年はある(ない)場合等、変動の理由を調査客体に確認してください。																																																																										
	3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)	単位：t																																																																											
6 他工場・処理場への送乳量に大きな変動はないか	3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)	単位：t																																																																											
	受乳量	生乳の処理内訳																																																																											
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th> <th colspan="2">他工場・処理場から</th> <th rowspan="2">他工場・他処理場への送乳量</th> <th rowspan="2">総処理量</th> <th colspan="2">牛乳等向け</th> <th colspan="2">乳製品向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">欠減</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>うち、 濃縮用向け</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> </tr> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量	牛乳等向け		乳製品向け		うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減	計	県内	県外	県内	県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け	うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	12月の月間														<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th> <th colspan="2">他工場・処理場から</th> <th rowspan="2">他工場・他処理場への送乳量</th> <th rowspan="2">総処理量</th> <th colspan="2">牛乳等向け</th> <th colspan="2">乳製品向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">欠減</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>うち、 濃縮用向け</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> </tr> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量	牛乳等向け		乳製品向け		うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減	計	県内	県外	県内	県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け	うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	12月の月間												
区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量			牛乳等向け		乳製品向け					うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減																																																											
	計	県内	県外	県内			県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け	うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け																																																																	
12月の月間																																																																													
区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量	牛乳等向け		乳製品向け		うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減																																																																
	計	県内	県外	県内			県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け				うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け																																																														
12月の月間																																																																													
7 『受乳量 計』 - 『他工場・処理場への送乳量』 = 『総処理量』が一致すること	3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)	単位：t																																																																											
	受乳量	生乳の処理内訳																																																																											
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th> <th colspan="2">他工場・処理場から</th> <th rowspan="2">他工場・他処理場への送乳量</th> <th rowspan="2">総処理量</th> <th colspan="2">牛乳等向け</th> <th colspan="2">乳製品向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">欠減</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>うち、 濃縮用向け</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> </tr> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量	牛乳等向け		乳製品向け		うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減	計	県内	県外	県内	県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け	うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	12月の月間														<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th> <th colspan="2">他工場・処理場から</th> <th rowspan="2">他工場・他処理場への送乳量</th> <th rowspan="2">総処理量</th> <th colspan="2">牛乳等向け</th> <th colspan="2">乳製品向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">うち、 チーヨーム等向け</th> <th rowspan="2">欠減</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>うち、 濃縮用向け</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> <th>うち、 チーヨーム等向け</th> </tr> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量	牛乳等向け		乳製品向け		うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減	計	県内	県外	県内	県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け	うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	12月の月間												
区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量			牛乳等向け		乳製品向け					うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減																																																											
	計	県内	県外	県内			県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け	うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け																																																																	
12月の月間																																																																													
区分	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		他工場・他処理場への送乳量	総処理量	牛乳等向け		乳製品向け		うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け	欠減																																																																
	計	県内	県外	県内			県外	うち、 濃縮用向け	牛乳等向け	乳製品向け				うち、 チーヨーム等向け	うち、 チーヨーム等向け																																																														
12月の月間																																																																													

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																														
3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間) (つづき)	8	計と内訳が一致しているか	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																														
	9	生乳の処理内訳に大きな変動はないか	対前年比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																														
	10	『牛乳等向け』が『うち、業務用向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																														
	11	『乳製品向け』が『うち、チーズ向け+うち、クリーム等向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																														
	8	<p>3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)</p> <table border="1" data-bbox="662 705 782 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場からの送乳量</th> <th colspan="2">生乳の処理内訳</th> <th rowspan="2">単位: t</th> </tr> <tr> <th>生産者・集乳所から</th> <th>他工場・処理場から</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td>欠減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け	12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け			計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減	
	区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t																									
		生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け																										
	12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け																										
	計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																										
9	<p>3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)</p> <table border="1" data-bbox="662 705 782 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場からの送乳量</th> <th colspan="2">生乳の処理内訳</th> <th rowspan="2">単位: t</th> </tr> <tr> <th>生産者・集乳所から</th> <th>他工場・処理場から</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td>欠減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け	12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け			計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減		
区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t																										
	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け																											
12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け																											
	計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																										
10	<p>3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)</p> <table border="1" data-bbox="662 638 782 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場からの送乳量</th> <th colspan="2">生乳の処理内訳</th> <th rowspan="2">単位: t</th> </tr> <tr> <th>生産者・集乳所から</th> <th>他工場・処理場から</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td>欠減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け	12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け			計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減		
区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t																										
	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け																											
12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け																											
	計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																										
11	<p>3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)</p> <table border="1" data-bbox="662 136 782 638"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場からの送乳量</th> <th colspan="2">生乳の処理内訳</th> <th rowspan="2">単位: t</th> </tr> <tr> <th>生産者・集乳所から</th> <th>他工場・処理場から</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>牛乳等向け</th> <th>乳製品向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月の月間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、クリーム等向け</td> <td>欠減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け	12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け			計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減		
区分	受乳量		他工場・処理場からの送乳量		生乳の処理内訳		単位: t																										
	生産者・集乳所から	他工場・処理場から	県内	県外	牛乳等向け	乳製品向け																											
12月の月間					うち、業務用向け	うち、クリーム等向け																											
	計				うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																										

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																													
4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月～12月)	12	『計』と『牛乳＋加工乳・成分調整牛乳』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																													
	13	『牛乳』が『うち、業務用＋うち、学校給食用』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																													
	14	『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、業務用』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																													
	15	『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、成分調整牛乳』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																													
		12	4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月～12月)	単位：k l																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">飲用牛乳等生産量</th> <th colspan="2">乳飲料</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> <th>牛乳</th> <th>加工乳・成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月～12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料		区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	1月～12月										
飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料																								
区分		計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳																						
1月～12月																																
13	4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月～12月)	単位：k l																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">飲用牛乳等生産量</th> <th colspan="2">乳飲料</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> <th>牛乳</th> <th>加工乳・成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月～12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料		区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	1月～12月											
飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料																								
区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳																							
1月～12月																																
14	4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月～12月)	単位：k l																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">飲用牛乳等生産量</th> <th colspan="2">乳飲料</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> <th>牛乳</th> <th>加工乳・成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月～12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料		区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	1月～12月											
飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料																								
区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳																							
1月～12月																																
15	4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月～12月)	単位：k l																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">飲用牛乳等生産量</th> <th colspan="2">乳飲料</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> <th>牛乳</th> <th>加工乳・成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月～12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料		区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	1月～12月											
飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料																								
区分	計	牛乳	加工乳・成分調整牛乳	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳																							
1月～12月																																

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																				
5 飲用牛乳等の容器別容器容量別生産量(10月の月間)	16	容器容量別生産量の各計に大きな変動はないか	対前年比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																				
	17	『牛乳計』と『ガラスビン500ml未満+ガラスビン500ml以上+紙製容器500ml未満+紙製容器500ml以上+その他』が一致すること	一致しない場合は、調査客体を確認してください。																				
	18	『加工乳・成分調整牛乳計』と『ガラスビン500ml未満+ガラスビン500ml以上+紙製容器500ml未満+紙製容器500ml以上+その他』が一致すること	一致しない場合は、調査客体を確認してください。																				
	16	<p>5 飲用牛乳等の容器容量別生産量(10月の月間)</p> <p>単位：k l</p> <table border="1" data-bbox="571 293 724 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">ガラスびん</th> <th rowspan="2">紙製容器</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500ml未満</td> <td>500ml以上</td> </tr> <tr> <td>加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	計	ガラスびん		紙製容器	その他	500ml未満	500ml以上	牛乳 (10月の月間)				500ml未満	500ml以上	加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)						
	区分	計			ガラスびん				紙製容器	その他													
			500ml未満	500ml以上																			
	牛乳 (10月の月間)				500ml未満	500ml以上																	
加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)																							
17	<p>5 飲用牛乳等の容器容量別生産量(10月の月間)</p> <p>単位：k l</p> <table border="1" data-bbox="772 293 922 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">ガラスびん</th> <th rowspan="2">紙製容器</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500ml未満</td> <td>500ml以上</td> </tr> <tr> <td>加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	計	ガラスびん		紙製容器	その他	500ml未満	500ml以上	牛乳 (10月の月間)				500ml未満	500ml以上	加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)							
区分	計			ガラスびん				紙製容器	その他														
		500ml未満	500ml以上																				
牛乳 (10月の月間)				500ml未満	500ml以上																		
加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)																							
18	<p>5 飲用牛乳等の容器容量別生産量(10月の月間)</p> <p>単位：k l</p> <table border="1" data-bbox="968 293 1118 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">ガラスびん</th> <th rowspan="2">紙製容器</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500ml未満</td> <td>500ml以上</td> </tr> <tr> <td>加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	計	ガラスびん		紙製容器	その他	500ml未満	500ml以上	牛乳 (10月の月間)				500ml未満	500ml以上	加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)							
区分	計			ガラスびん				紙製容器	その他														
		500ml未満	500ml以上																				
牛乳 (10月の月間)				500ml未満	500ml以上																		
加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)																							

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																															
6 生産能力 (12月31日現在)	19	<p>飲用牛乳等の生産能力がないのに飲用牛乳の生産量がある</p>	<p>調査客体に確認してください。</p>																																															
	<p>4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月~12月)</p> <p style="text-align: center;">単位: kg</p> <table border="1" data-bbox="367 705 502 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">牛乳</th> <th colspan="2">加工乳・成分調整牛乳</th> <th colspan="2">乳飲料</th> <th rowspan="2">はっ酵乳</th> <th rowspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月~12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">記入あり</p> <p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="590 705 694 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の貯乳能力 (L)</th> <th rowspan="2">飲用牛乳等 (L/h)</th> <th rowspan="2">はっ酵乳 (L/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム (kg/h)</th> <th rowspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/ポット)</th> </tr> <tr> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パツチ式 (L/ポット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">記入なし</p>	区分	計	牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料		はっ酵乳	乳酸菌飲料	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	1月~12月										区分	生乳の貯乳能力 (L)	飲用牛乳等 (L/h)	はっ酵乳 (L/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ	れん乳 (kg/ポット)	液状式 (kg/h)	パツチ式 (L/ポット)	生産能力 (12月31日現在)										<p>調査客体に確認してください。</p>
区分	計			牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料				はっ酵乳	乳酸菌飲料																																					
		うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳																																											
1月~12月																																																		
区分	生乳の貯乳能力 (L)	飲用牛乳等 (L/h)	はっ酵乳 (L/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ	れん乳 (kg/ポット)																																									
					液状式 (kg/h)	パツチ式 (L/ポット)																																												
生産能力 (12月31日現在)																																																		
	20	<p>はっ酵乳の生産能力がないのににはっ酵乳の生産量がある</p>	<p>調査客体に確認してください。</p>																																															
	<p>4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月~12月)</p> <p style="text-align: center;">単位: kg</p> <table border="1" data-bbox="869 705 1005 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">牛乳</th> <th colspan="2">加工乳・成分調整牛乳</th> <th colspan="2">乳飲料</th> <th rowspan="2">はっ酵乳</th> <th rowspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、成分調整牛乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月~12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">記入あり</p> <p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1093 705 1197 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の貯乳能力 (L)</th> <th rowspan="2">飲用牛乳等 (L/h)</th> <th rowspan="2">はっ酵乳 (L/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム (kg/h)</th> <th rowspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/ポット)</th> </tr> <tr> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パツチ式 (L/ポット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">記入なし</p>	区分	計	牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料		はっ酵乳	乳酸菌飲料	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	1月~12月										区分	生乳の貯乳能力 (L)	飲用牛乳等 (L/h)	はっ酵乳 (L/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ	れん乳 (kg/ポット)	液状式 (kg/h)	パツチ式 (L/ポット)	生産能力 (12月31日現在)										<p>調査客体に確認してください。</p>
区分	計			牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料				はっ酵乳	乳酸菌飲料																																					
		うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	うち、業務用	うち、成分調整牛乳																																											
1月~12月																																																		
区分	生乳の貯乳能力 (L)	飲用牛乳等 (L/h)	はっ酵乳 (L/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ	れん乳 (kg/ポット)																																									
					液状式 (kg/h)	パツチ式 (L/ポット)																																												
生産能力 (12月31日現在)																																																		

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																			
6 生産能力 (12月31日現在)	21	粉乳の生産能力がないのに粉乳の生産量がある	調査客体に確認してください。																																																			
<p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="359 168 470 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の貯乳能力 (t)</th> <th rowspan="2">飲用牛乳等 (1/h)</th> <th rowspan="2">はっ酵乳 (1/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム (kg/h)</th> <th colspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/ボット)</th> </tr> <tr> <th>連続式 (kg/h)</th> <th>バッチ式 (1/ボット)</th> <th>連続式 (kg/h)</th> <th>バッチ式 (1/ボット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記入なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 乳製品の生産量 (1月~12月) 及び年末在庫量 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="550 201 662 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">粉乳</th> <th rowspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム</th> <th colspan="2">れん乳</th> </tr> <tr> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量 (1月~12月)</td> <td>記入あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>単位: kg <small>乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位: t)</small> <small>うち、直接消費用ナチュラルチーズ</small></p>				区分	生乳の貯乳能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/ボット)	連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)	連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)	生産能力 (12月31日現在)				記入なし							区分	粉乳		バター	クリーム	れん乳		全粉乳	脱脂粉乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	生産量 (1月~12月)	記入あり						在庫量 (12月31日現在)						
区分	生乳の貯乳能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)						粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/ボット)																																							
				連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)	連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)																																															
生産能力 (12月31日現在)				記入なし																																																		
区分	粉乳		バター	クリーム	れん乳																																																	
	全粉乳	脱脂粉乳			無糖れん乳	脱脂加糖れん乳																																																
生産量 (1月~12月)	記入あり																																																					
在庫量 (12月31日現在)																																																						
22	バターの生産能力がないのにバターの生産量がある		調査客体に確認してください。																																																			
<p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="853 168 965 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の貯乳能力 (t)</th> <th rowspan="2">飲用牛乳等 (1/h)</th> <th rowspan="2">はっ酵乳 (1/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム (kg/h)</th> <th colspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/ボット)</th> </tr> <tr> <th>連続式 (kg/h)</th> <th>バッチ式 (1/ボット)</th> <th>連続式 (kg/h)</th> <th>バッチ式 (1/ボット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記入なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 乳製品の生産量 (1月~12月) 及び年末在庫量 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1045 201 1157 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">粉乳</th> <th rowspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム</th> <th colspan="2">れん乳</th> </tr> <tr> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量 (1月~12月)</td> <td></td> <td></td> <td>記入あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>単位: kg <small>乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位: t)</small> <small>うち、直接消費用ナチュラルチーズ</small></p>				区分	生乳の貯乳能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/ボット)	連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)	連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)	生産能力 (12月31日現在)					記入なし						区分	粉乳		バター	クリーム	れん乳		全粉乳	脱脂粉乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	生産量 (1月~12月)			記入あり				在庫量 (12月31日現在)						
区分	生乳の貯乳能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)						粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/ボット)																																							
				連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)	連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/ボット)																																															
生産能力 (12月31日現在)					記入なし																																																	
区分	粉乳		バター	クリーム	れん乳																																																	
	全粉乳	脱脂粉乳			無糖れん乳	脱脂加糖れん乳																																																
生産量 (1月~12月)			記入あり																																																			
在庫量 (12月31日現在)																																																						

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																																												
6 生産能力 (12月31日現在) (つづき)	23	<p>クリームの生産能力がないのにクリームの生産量がある</p>	調査客体に確認してください。																																																																												
<p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="360 168 464 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の貯蔵能力 (t)</th> <th rowspan="2">飲用牛乳等 (1/h)</th> <th rowspan="2">はっ酵乳 (1/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th colspan="2">クリーム</th> <th colspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/ポット)</th> </tr> <tr> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パッチ式 (1/ポット)</th> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パッチ式 (1/ポット)</th> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パッチ式 (1/ポット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注: クリーム欄の「パッチ式」欄に「記入なし」と記載されている。</p> <p>7 乳製品の生産量 (1月~12月) 及び年未在庫量 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="555 206 659 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">全粉乳</th> <th colspan="2">脱脂粉乳</th> <th colspan="2">バター</th> <th colspan="2">クリーム</th> <th colspan="2">れん乳</th> </tr> <tr> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>調製粉乳</th> <th>バター</th> <th>クリーム</th> <th>クリーム</th> <th>クリーム</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量 (1月~12月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注: クリーム欄の「クリーム」欄に「記入あり」と記載されている。</p> <p>単位: kg</p>				区分	生乳の貯蔵能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム		チーズ		れん乳 (kg/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	生産能力 (12月31日現在)													区分	全粉乳		脱脂粉乳		バター		クリーム		れん乳		全粉乳	脱脂粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	クリーム	クリーム	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	生産量 (1月~12月)												在庫量 (12月31日現在)											
区分	生乳の貯蔵能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)						粉乳 (kg/h)	バター		クリーム		チーズ		れん乳 (kg/ポット)																																																															
				液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)		パッチ式 (1/ポット)																																																																					
生産能力 (12月31日現在)																																																																															
区分	全粉乳		脱脂粉乳		バター		クリーム		れん乳																																																																						
	全粉乳	脱脂粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	クリーム	クリーム	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳																																																																					
生産量 (1月~12月)																																																																															
在庫量 (12月31日現在)																																																																															
24		<p>チーズの生産能力がないのにチーズの生産量がある</p>	調査客体に確認してください。																																																																												
<p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="858 168 962 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の貯蔵能力 (t)</th> <th rowspan="2">飲用牛乳等 (1/h)</th> <th rowspan="2">はっ酵乳 (1/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th colspan="2">クリーム</th> <th colspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/ポット)</th> </tr> <tr> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パッチ式 (1/ポット)</th> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パッチ式 (1/ポット)</th> <th>液状式 (kg/h)</th> <th>パッチ式 (1/ポット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注: クリーム欄の「パッチ式」欄に「記入なし」と記載されている。</p> <p>7 乳製品の生産量 (1月~12月) 及び年未在庫量 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1040 206 1144 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">全粉乳</th> <th colspan="2">脱脂粉乳</th> <th colspan="2">バター</th> <th colspan="2">クリーム</th> <th colspan="2">れん乳</th> </tr> <tr> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>調製粉乳</th> <th>バター</th> <th>クリーム</th> <th>クリーム</th> <th>クリーム</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量 (1月~12月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注: クリーム欄の「クリーム」欄に「記入あり」と記載されている。</p> <p>単位: kg</p>				区分	生乳の貯蔵能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム		チーズ		れん乳 (kg/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	生産能力 (12月31日現在)												区分	全粉乳		脱脂粉乳		バター		クリーム		れん乳		全粉乳	脱脂粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	クリーム	クリーム	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	生産量 (1月~12月)											在庫量 (12月31日現在)													
区分	生乳の貯蔵能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)						粉乳 (kg/h)	バター		クリーム		チーズ		れん乳 (kg/ポット)																																																															
				液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)	パッチ式 (1/ポット)	液状式 (kg/h)		パッチ式 (1/ポット)																																																																					
生産能力 (12月31日現在)																																																																															
区分	全粉乳		脱脂粉乳		バター		クリーム		れん乳																																																																						
	全粉乳	脱脂粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	クリーム	クリーム	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳																																																																					
生産量 (1月~12月)																																																																															
在庫量 (12月31日現在)																																																																															

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																									
6 生産能力 (12月31日現在)	25	れん乳の生産能力がないのにれん乳の生産量がある	調査客体に確認してください。																																																									
<p>6 生産能力 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="359 168 657 649"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">生乳の 所産能力 (t)</th> <th rowspan="2">放乳牛乳等 (l/h)</th> <th rowspan="2">仕上り乳 (l/h)</th> <th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th> <th colspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム (kg/h)</th> <th colspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">れん乳 (kg/cont)</th> </tr> <tr> <th>調製式 (kg/h)</th> <th>パツチ式 (t/cont)</th> <th>調製式 (kg/h)</th> <th>パツチ式 (t/cont)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産能力 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記入なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 乳製品の生産量 (1月～12月) 及び年末在庫量 (12月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="550 206 699 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">粉乳</th> <th rowspan="2">バター</th> <th rowspan="2">クリーム</th> <th rowspan="2">チーズ</th> <th rowspan="2">その他、直接消費用 ナチュラルチーズ</th> <th colspan="2">れん乳</th> </tr> <tr> <th>全粉乳</th> <th>調製粉乳</th> <th>無糖れん乳</th> <th>加糖れん乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量 (1月～12月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>加糖れん乳 無糖れん乳</td> </tr> <tr> <td>在庫量 (12月31日現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記入あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位: kg</p> <p>乳糖成分8%以上のアイスクリーム(単位:kg)</p>				区分	生乳の 所産能力 (t)	放乳牛乳等 (l/h)	仕上り乳 (l/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/cont)	調製式 (kg/h)	パツチ式 (t/cont)	調製式 (kg/h)	パツチ式 (t/cont)	生産能力 (12月31日現在)										記入なし	区分	粉乳		バター	クリーム	チーズ	その他、直接消費用 ナチュラルチーズ	れん乳		全粉乳	調製粉乳	無糖れん乳	加糖れん乳	生産量 (1月～12月)								加糖れん乳 無糖れん乳	在庫量 (12月31日現在)								記入あり
区分	生乳の 所産能力 (t)	放乳牛乳等 (l/h)	仕上り乳 (l/h)						粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/cont)																																													
				調製式 (kg/h)	パツチ式 (t/cont)	調製式 (kg/h)	パツチ式 (t/cont)																																																					
生産能力 (12月31日現在)										記入なし																																																		
区分	粉乳		バター	クリーム	チーズ	その他、直接消費用 ナチュラルチーズ	れん乳																																																					
	全粉乳	調製粉乳					無糖れん乳	加糖れん乳																																																				
生産量 (1月～12月)								加糖れん乳 無糖れん乳																																																				
在庫量 (12月31日現在)								記入あり																																																				

2 月別調査票の審査

調査票項目	審査内容	対処方法																																																												
コードの転記	調査項目にある「都道府県名」、「処理場・工場名」のコードについては、農林水産省が貸与した「牛乳乳製品統計調査・牛乳処理場・乳製品工場一覧表」に記載されている「県番号」、「工場・処理場番号」を転記してください。	各コードを牛乳処理場・乳製品工場一覧表で確認してください。																																																												
指標部	指標部に記入漏れ誤りがないか	各コードを牛乳処理場・乳製品工場一覧表で確認してください。																																																												
1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量	<table border="1" data-bbox="486 1041 574 1579"> <thead> <tr> <th>調査年</th> <th>調査月</th> <th>都道府県</th> <th>地域センター</th> <th>工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査年	調査月	都道府県	地域センター	工場																																																								
調査年	調査月	都道府県	地域センター	工場																																																										
3 『県外から(イ)』と『(イ)の内訳』の受乳量の合計が一致していること		一致しない場合は、調査客体にどちらが正しいか確認してください。																																																												
4 『県外から(エ)』と『(エ)の内訳』の受乳量の合計が一致していること		一致しない場合は、調査客体にどちらが正しいか確認してください。																																																												
5 『県外へ(カ)』と『(カ)の内訳』の送乳量の合計が一致していること		一致しない場合は、調査客体にどちらが正しいか確認してください。																																																												
1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください)	<table border="1" data-bbox="933 403 1452 1523"> <thead> <tr> <th colspan="2">生産者・業乳所からの受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場からの受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場への送乳量</th> <th colspan="2">先月からの繰入量</th> <th colspan="2">翌月への繰出量</th> </tr> <tr> <th>県内から (ア)</th> <th>県外から (イ)</th> <th>県内から (ウ)</th> <th>県外から (エ)</th> <th>県内へ (オ)</th> <th>県外へ (カ)</th> <th>県内へ (キ)</th> <th>県外へ (ク)</th> <th>県内へ (ケ)</th> <th>県外へ (コ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ)の内訳</td> <td colspan="2">(エ)の内訳</td> <td colspan="2">(カ)の内訳</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>都道府県名</td> <td>受乳量</td> <td>都道府県名</td> <td>受乳量</td> <td>都道府県名</td> <td>送乳量</td> <td>都道府県名</td> <td>送乳量</td> <td>都道府県名</td> <td>送乳量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	生産者・業乳所からの受乳量		他工場・処理場からの受乳量		他工場・処理場への送乳量		先月からの繰入量		翌月への繰出量		県内から (ア)	県外から (イ)	県内から (ウ)	県外から (エ)	県内へ (オ)	県外へ (カ)	県内へ (キ)	県外へ (ク)	県内へ (ケ)	県外へ (コ)											(イ)の内訳		(エ)の内訳		(カ)の内訳						都道府県名	受乳量	都道府県名	受乳量	都道府県名	送乳量	都道府県名	送乳量	都道府県名	送乳量											
生産者・業乳所からの受乳量		他工場・処理場からの受乳量		他工場・処理場への送乳量		先月からの繰入量		翌月への繰出量																																																						
県内から (ア)	県外から (イ)	県内から (ウ)	県外から (エ)	県内へ (オ)	県外へ (カ)	県内へ (キ)	県外へ (ク)	県内へ (ケ)	県外へ (コ)																																																					
(イ)の内訳		(エ)の内訳		(カ)の内訳																																																										
都道府県名	受乳量	都道府県名	受乳量	都道府県名	送乳量	都道府県名	送乳量	都道府県名	送乳量																																																					

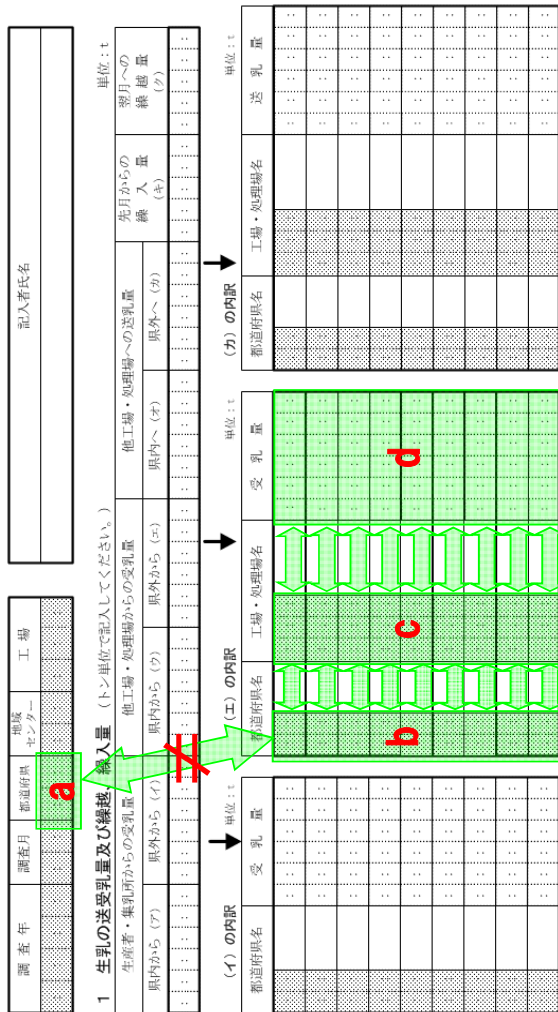
調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																		
1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (つづぎ)	6	『県内から(ア)』～『翌月への繰越量(ク)』の各項目の量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上、もしくは100t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																		
	7	『県内から(ア)』～『翌月への繰越量(ク)』の各項目の量について前月値と比較します	対前月比で10%以上、もしくは100t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																		
1 (イ)の内訳		1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。) <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。)</th> <th colspan="2">他工場・処理場からの受乳量</th> <th colspan="2">他工場・処理場への送乳量</th> <th colspan="2">翌月への繰越量</th> </tr> <tr> <th>生産者・集乳所からの受乳量</th> <th>他工場・処理場からの受乳量</th> <th>他工場・処理場からの受乳量</th> <th>他工場・処理場への送乳量</th> <th>他工場・処理場への送乳量</th> <th>翌月への繰越量</th> <th>繰入量</th> <th>翌月への繰越量</th> </tr> <tr> <th>県内から (ア)</th> <th>県外から (イ)</th> <th>県内から (ロ)</th> <th>県外から (ハ)</th> <th>県内へ (ニ)</th> <th>県外へ (ホ)</th> <th>県内へ (ヘ)</th> <th>県外へ (ヒ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">.....</td> <td colspan="2">.....</td> <td colspan="2">.....</td> <td colspan="2">.....</td> <td colspan="2">.....</td> </tr> </tbody> </table>	生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。)		他工場・処理場からの受乳量		他工場・処理場への送乳量		翌月への繰越量		生産者・集乳所からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場への送乳量	他工場・処理場への送乳量	翌月への繰越量	繰入量	翌月への繰越量	県内から (ア)	県外から (イ)	県内から (ロ)	県外から (ハ)	県内へ (ニ)	県外へ (ホ)	県内へ (ヘ)	県外へ (ヒ)		(イ)の内訳は県外からの受乳量なので指標部『a』と同じコードが『b』に記入されることはありません。
	生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。)		他工場・処理場からの受乳量		他工場・処理場への送乳量		翌月への繰越量																														
	生産者・集乳所からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場への送乳量	他工場・処理場への送乳量	翌月への繰越量	繰入量	翌月への繰越量																													
	県内から (ア)	県外から (イ)	県内から (ロ)	県外から (ハ)	県内へ (ニ)	県外へ (ホ)	県内へ (ヘ)	県外へ (ヒ)																													
.....																														
	8	『b』と指標部『a』が一致しないこと	『b』に記入がある場合『c』へ数値が記入されている必要があります。(その逆も)空欄の場合は、調査客体に確認してください。																																		
	9	『b』があって、『c』が空欄となっていないか、又はその逆	間違った場合、調査客体に確認してください。																																		
	10	調査月から前12ヶ月の間に、取引実績がない都道府県名が記入されている場合	間違った場合、調査客体に確認してください。																																		

調査年、**調査月**、**都道府県**、**センター**、**工場**、**記入者氏名**
a

1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。)
 生産者・集乳所からの受乳量、他工場・処理場からの受乳量、他工場・処理場への送乳量、翌月への繰越量
 県内から(ア)、県外から(イ)、県内から(ロ)、県外から(ハ)、県内へ(ニ)、県外へ(ホ)、県内へ(ヘ)、県外へ(ヒ)

都道府県別の受乳量 (トン単位で記入してください。)
 (イ)の内訳、(エ)の内訳、(カ)の内訳
 都道府県名、受乳量、工場・処理場名、受乳量、工場・処理場名、送乳量
b, **c**

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
1 (エ)の内訳	11 『b』と指標部『a』が一致しないこと	『b』と指標部『a』が一致しないこと	(エ)の内訳は県外他工場からの受乳量なので指標部『a』と同じコードが『b』に記入されることはありません。
	12	同一行上の『b』、『c』、『d』の全てに記入があること	『b』、『c』、『d』のいずれかに記入がある場合、同一行上の全てに記入されている必要があります。いずれかが空欄となっている場合は、調査客体に確認してください。
	13	調査月から前12ヶ月の間に、取引実績がない都道府県名又は処理場・工場名が記入されている	間違いがないか、調査客体に確認してください。



調査票項目	審査内容	対処方法
1 (カ)の内訳	『b』と指標部『a』が一致しないこと	(カ)の内訳は県外への送乳量なので指標部『a』と同じコードが『b』に記入されることはありません。
14	『b』と指標部『a』が一致しないこと	『b』、『c』、『d』のいずれかに記入がある場合、同一行上の全てに記入する必要があります。
15	同一行上の『b』、『c』、『d』の全てに記入があること	『b』、『c』、『d』のいずれかに記入がある場合、同一行上の全てに記入する必要があります。いずれかが空欄となっている場合は、調査客体に確認してください。
16	調査月から前12ヶ月の間に、取引実績がない都道府県名又は処理場・工場名が記入されている	間違いがないか、調査客体に確認してください。

調査年 調査月 都道府県 センター 地域センター 工場 記入者氏名

1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。)

生産者・集乳所からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場への送乳量	先月からの繰越量 (ク)	繰入量 (キ)	送乳量
県内から (ア)	県内から (イ)	県内へ (ウ)	県外へ (カ)	県外へ (キ)	
...

(イ)の内訳

都道府県名	受乳量	工場・処理場名	受乳量
...

(ウ)の内訳

都道府県名	工場・処理場名	送乳量
...

(カ)の内訳

都道府県名	工場・処理場名	送乳量
...

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																						
2 生乳の処理量	17	『生乳処理量』と『(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)-(オ)-(カ)+(キ)-(ク)』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																						
		<p>2 生乳の処理量 (トン単位で記入してください。)</p> <table border="1" data-bbox="319 380 558 672"> <tr> <th colspan="2">生乳処理量</th> <th colspan="2">処理内訳</th> </tr> <tr> <td>(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)-(オ)-(カ)+(キ)-(ク)</td> <td>牛乳等向け</td> <td>乳製品向け</td> <td>欠 減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち、業務用向け</td> <td>うち、チーズ向け</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (トン単位で記入してください。)</p> <table border="1" data-bbox="446 380 558 672"> <tr> <th>生産者・集乳所からの受乳量</th> <th>他工場・処理場からの受乳量</th> <th>他工場・処理場への送乳量</th> <th>先月からの繰入量</th> <th>翌月への繰出量</th> </tr> <tr> <td>県内から (ア)</td> <td>県外から (イ)</td> <td>県内から (ウ)</td> <td>県外へ (カ)</td> <td>県外へ (キ)</td> </tr> </table>	生乳処理量		処理内訳		(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)-(オ)-(カ)+(キ)-(ク)	牛乳等向け	乳製品向け	欠 減		うち、業務用向け	うち、チーズ向け		生産者・集乳所からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場への送乳量	先月からの繰入量	翌月への繰出量	県内から (ア)	県外から (イ)	県内から (ウ)	県外へ (カ)	県外へ (キ)	<p>一致しない場合は、調査客体に確認してください。</p>
生乳処理量		処理内訳																							
(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)-(オ)-(カ)+(キ)-(ク)	牛乳等向け	乳製品向け	欠 減																						
	うち、業務用向け	うち、チーズ向け																							
生産者・集乳所からの受乳量	他工場・処理場からの受乳量	他工場・処理場への送乳量	先月からの繰入量	翌月への繰出量																					
県内から (ア)	県外から (イ)	県内から (ウ)	県外へ (カ)	県外へ (キ)																					
	18	『生乳処理量』と『牛乳等向け+乳製品向け+欠減』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																						
	19	『牛乳等向け』が『うち、業務用向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																						
	20	『乳製品向け』が『うち、チーズ向け+うち、クリーム等向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																						
	21	『生乳処理量』及び『処理内訳』の各項目の量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上、もしくは100t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																						
	22	『生乳処理量』及び『処理内訳』の各項目の量について前月値と比較します	対前月比で10%以上、もしくは100t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																						

調査票項目	審査内容	対処方法
3 牛乳等の生産量	<p>『計』と『牛乳(ケ)+加工乳・成分調整牛乳(コ)』が一致すること</p> <p>『牛乳』が『うち、業務用+うち、学校給食用』以上となっていること</p> <p>『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、業務用』以上となっていること</p> <p>『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、成分調整牛乳』以上となっていること</p>	<p>一致しない場合は、調査客体に確認してください。</p> <p>大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。</p> <p>大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。</p> <p>大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。</p>

23 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)

牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料	
計	牛乳(ケ)	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	計	はっ酵乳	計	乳酸菌飲料
...

単位：kl

24 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)

牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料	
計	牛乳(ケ)	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	計	はっ酵乳	計	乳酸菌飲料
...

単位：kl

25 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)

牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料	
計	牛乳(ケ)	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	計	はっ酵乳	計	乳酸菌飲料
...

単位：kl

26 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)

牛乳		加工乳・成分調整牛乳		乳飲料		はっ酵乳		乳酸菌飲料	
計	牛乳(ケ)	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、成分調整牛乳	計	はっ酵乳	計	乳酸菌飲料
...

単位：kl

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																												
3 牛乳等の生産量 (つづき)	27	『牛乳』、『加工乳・成分調整牛乳』、『はっ酵乳』、『乳飲料』、『乳酸菌飲料』のいずれかに記入があれば『2 生乳の処理量』の『牛乳等向け』に記入があること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																																												
	28	『3 牛乳等の生産量 牛乳うち業務用向け及び加工乳・成分調整牛乳うち業務用向け』のいずれかに記入があれば『2 生乳の処理量 牛乳等向けうち業務用向け』に記入があること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																																												
	27	<p>3 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)</p> <p>単位：kl</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">牛乳</th> <th colspan="2">加工乳・成分調整牛乳</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>(ウ)・(ロ)</th> <th>(ハ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生乳の処理量 (トン単位で記入してください。)</p> <p>単位：t</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">牛乳</th> <th colspan="2">加工乳・成分調整牛乳</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>(ア)・(イ)・(ロ)</th> <th>(ハ)</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>	計		牛乳		加工乳・成分調整牛乳		はっ酵乳		乳酸菌飲料		(ウ)・(ロ)	(ハ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	計		牛乳		加工乳・成分調整牛乳		はっ酵乳		乳酸菌飲料		(ア)・(イ)・(ロ)	(ハ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	
計		牛乳		加工乳・成分調整牛乳		はっ酵乳		乳酸菌飲料																																																							
(ウ)・(ロ)	(ハ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)																																																						
...																																																						
計		牛乳		加工乳・成分調整牛乳		はっ酵乳		乳酸菌飲料																																																							
(ア)・(イ)・(ロ)	(ハ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)																																																						
...																																																						
	28	『3 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)]																																																													
	29	『飲用牛乳等計』～『乳酸菌飲料』の各項目の量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																																												
	30	『飲用牛乳等計』～『乳酸菌飲料』の各項目の量について前月値と比較します	対前月比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																																												
	3	<p>3 牛乳等の生産量 (キロリットル単位で記入してください。)</p> <p>単位：kl</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">牛乳</th> <th colspan="2">加工乳・成分調整牛乳</th> <th colspan="2">はっ酵乳</th> <th colspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>(ウ)・(ロ)</th> <th>(ハ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>	計		牛乳		加工乳・成分調整牛乳		はっ酵乳		乳酸菌飲料		(ウ)・(ロ)	(ハ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)																															
計		牛乳		加工乳・成分調整牛乳		はっ酵乳		乳酸菌飲料																																																							
(ウ)・(ロ)	(ハ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)	(ウ)	(ロ)																																																						
...																																																						

調査票項目	審査内容	対処方法																																																									
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量	『3 牛乳等の生産量 計』と『4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 計』が一致していること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																																									
31	<p>3 牛乳等の生産量（キロリットル単位で記入してください。）</p> <p style="text-align: center;">単位：kl</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計 (ウ)+(コ)</th> <th colspan="3">牛乳 (ウ)</th> <th colspan="2">加工乳・成分調整牛乳(コ)</th> <th rowspan="2">乳飲料</th> <th rowspan="2">はっ酵乳</th> <th rowspan="2">乳酸菌飲料</th> </tr> <tr> <th>うち、業務用</th> <th>うち、学校給食用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、業務用</th> <th>うち、調整用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量（キロリットル単位で記入してください。）</p> <p style="text-align: center;">単位：kl</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都道府県別</th> <th>自 県</th> <th>他 県</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> </tr> </tbody> </table>	計 (ウ)+(コ)	牛乳 (ウ)			加工乳・成分調整牛乳(コ)		乳飲料	はっ酵乳	乳酸菌飲料	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、業務用	うち、調整用	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	計	計	計	計	計	計	計	計	計	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	都道府県別	自 県	他 県	計	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	計	計	計	計	自 県	自 県	自 県	自 県	
計 (ウ)+(コ)	牛乳 (ウ)			加工乳・成分調整牛乳(コ)		乳飲料	はっ酵乳				乳酸菌飲料																																																
	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、業務用	うち、調整用																																																						
都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別																																																			
計	計	計	計	計	計	計	計	計																																																			
自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県																																																			
都道府県別	自 県	他 県	計																																																								
都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別																																																								
計	計	計	計																																																								
自 県	自 県	自 県	自 県																																																								
32	『自県コード』と指標部『都道府県コード』が一致していること	一致しない場合は、『自県コード』を修正してください。																																																									
	<p>4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量（キロリットル単位で記入してください。）</p> <p style="text-align: center;">単位：kl</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査年</th> <th>調査月</th> <th>都道府県</th> <th>地域センター</th> <th>工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> <td>都道府県別</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> <td>自 県</td> </tr> </tbody> </table>	調査年	調査月	都道府県	地域センター	工場	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	計	計	計	計	計	自 県	自 県	自 県	自 県	自 県																																						
調査年	調査月	都道府県	地域センター	工場																																																							
都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別																																																							
計	計	計	計	計																																																							
自 県	自 県	自 県	自 県	自 県																																																							

調査票項目	審査内容	対処方法
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (つづき)	33 自県以外への『出荷量』がある場合、『都道府県名・コード』と指標部『都道府県コード』が一致していないこと	県外への出荷量なので指標部『都道府県コード』と同じ『都道府県名・コード』が記入されることはありません。必要に応じ、調査客体に確認してください。
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (キロリットル単位で記入してください)	『4』 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 計』と都道府県別出荷量の積み上げが一致していること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (キロリットル単位で記入してください)	『4』 都道府県名・コードがあって、『都道府県別出荷量』が空欄となっていないか、又はその逆	『都道府県名・コード』に記入がある場合『都道府県別出荷量』に数値が記入されている必要があります。(その場合)空欄の場合は、調査客体に確認してください。
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (キロリットル単位で記入してください)	36 調査月より前12ヶ月間で取引のない都道府県名が記入されている場合	調査客体に確認し、取引が行われているか確認してください。

調査年	調査月	都道府県	地域センター	工場

4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (キロリットル単位で記入してください) 単位:kl

番号	都道府県名	計	自県
出	出	出	出
番号	都道府県名	計	自県
出	出	出	出

4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (キロリットル単位で記入してください) 単位:kl

番号	都道府県名	計	自県
出	出	出	出
番号	都道府県名	計	自県
出	出	出	出

4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (キロリットル単位で記入してください) 単位:kl

番号	都道府県名	計	自県
出	出	出	出
番号	都道府県名	計	自県
出	出	出	出

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																											
5 乳製品の生産量及び月末在庫量	37	『チーズ』が『うち、直接消費用ナチュラルチーズ』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																																																											
		<table border="1" data-bbox="403 344 499 1579"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>チー ズ</th> <th>うち、直接消費用 ナチュラルチーズ</th> <th>加糖れん乳</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> <th>乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	区分	チー ズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)	生産量																																														
区分	チー ズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)																																																								
生産量																																																								
	38	『バター』に記入があるのに『生乳の処理量 乳製品向け』に記入がない	この場合、生乳からの製造ではなく、購入したクリーム等を原料にバターを生産している場合等がありますので調査客体に確認してください。																																																											
5 乳製品の生産量及び月末在庫量	5	<p>5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。アイスクリームはキログラム単位で記入してください。）</p> <table border="1" data-bbox="754 344 999 1579"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>調製粉乳</th> <th>バター</th> <th>クリーム</th> <th>単位：kg</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>記入あり</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>在庫量</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="900 344 999 1579"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>チー ズ</th> <th>うち、直接消費用 ナチュラルチーズ</th> <th>加糖れん乳</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> <th>乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生乳の処理量（トン単位で記入してください。）</p> <table border="1" data-bbox="1077 450 1225 1579"> <thead> <tr> <th colspan="2">生乳処理量</th> <th colspan="2">処理内訳</th> <th>単位：t</th> </tr> <tr> <th colspan="2">〔ア〕+〔イ〕+〔ロ〕+〔ハ〕+〔ニ〕+〔ホ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕</th> <th colspan="2">牛乳等向け</th> <th rowspan="2">欠 減</th> </tr> <tr> <th colspan="2">〔ア〕+〔イ〕+〔ロ〕+〔ハ〕+〔ニ〕+〔ホ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕</th> <th>乳製品向け</th> <th>うち、クリーム等向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>記入なし</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	単位：kg	生産量	記入あり	在庫量	区分	チー ズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)	生産量	生乳処理量		処理内訳		単位：t	〔ア〕+〔イ〕+〔ロ〕+〔ハ〕+〔ニ〕+〔ホ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕		牛乳等向け		欠 減	〔ア〕+〔イ〕+〔ロ〕+〔ハ〕+〔ニ〕+〔ホ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕		乳製品向け	うち、クリーム等向け	記入なし	
区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	単位：kg																																																								
生産量	記入あり																																																								
在庫量																																																								
区分	チー ズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)																																																								
生産量																																																								
生乳処理量		処理内訳		単位：t																																																										
〔ア〕+〔イ〕+〔ロ〕+〔ハ〕+〔ニ〕+〔ホ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕		牛乳等向け		欠 減																																																										
〔ア〕+〔イ〕+〔ロ〕+〔ハ〕+〔ニ〕+〔ホ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕+〔ヘ〕		乳製品向け	うち、クリーム等向け																																																											
.....																																																										
.....	記入なし																																																										

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
5 乳製品の生産量及び月末在庫量 (つづき)	39	『クリーム』に記入があるのに『生乳の処理量 乳製品向けうち、クリーム等向け』に記入がない	この場合、成分調整牛乳の製造工程で発生したクリームを再調整している可能性等がありますので、調査客体に確認してください。
	40	『クリーム』に記入がないのに『生乳の処理量 乳製品向けうち、クリーム等向け』に記入がある	この場合、生乳がクリーム以外の濃縮乳、脱脂濃縮乳に仕向けられた可能性等がありますので、調査客体に確認してください。

5 乳製品の生産量及び月末在庫量(キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキログラム単位で記入してください。)

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	単位: kg
生産量						
在庫量						

区分	チーズ	うち、凝縮粉用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位: kg)	単位: t
生産量							

2 生乳の処理量(トン単位で記入してください。)

生乳処理量 (A)+(B)+(C)+(D)- (E)-(F)+(G)-(H)		処理内訳		欠	減	単位: t
牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム等向け	欠	減

5 乳製品の生産量及び月末在庫量(キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキログラム単位で記入してください。)

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	単位: kg
生産量						
在庫量						

区分	チーズ	うち、凝縮粉用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位: kg)	単位: t
生産量							

2 生乳の処理量(トン単位で記入してください。)

生乳処理量 (A)+(B)+(C)+(D)- (E)-(F)+(G)-(H)		処理内訳		欠	減	単位: t
牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、クリーム等向け	うち、クリーム等向け	欠	減

調査票項目	審査内容	対処方法																																																
5 乳製品の生産量及び月末在庫量 (つつぎ)	『チーズ』に記入があるのに『生乳の処理量 乳製品向けうち、チーズ向け』に記入がない	この場合、生乳からの製造ではなく、海外からの輸入チーズ等を原料にチーズを生産している可能性等がありますので調査客体に確認してください。																																																
41	<p>5 乳製品の生産量及び月末在庫量(キログラム単位で記入してください)、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。)</p> <p>単位：kg</p> <table border="1" data-bbox="383 627 526 1568"> <tr> <td>区分</td> <td>全粉乳</td> <td>脱脂粉乳</td> <td>調製粉乳</td> <td>バター</td> <td>クリーム</td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>在庫量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="534 448 622 1568"> <tr> <td>区分</td> <td>チーズ</td> <td>うち、業務用向け チーズ</td> <td>無糖れん乳</td> <td>脱脂加糖れん乳</td> <td>乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)</td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table> <p>2 生乳の処理量(トン単位で記入してください)</p> <p>単位：t</p> <table border="1" data-bbox="654 537 790 1568"> <tr> <td colspan="2">生乳処理量 (ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)- (ニ)-(ホ)-(ヘ)-(ト)</td> <td colspan="2">処理内訳</td> </tr> <tr> <td>牛乳等向け</td> <td>うち、業務用向け</td> <td>乳製品向け</td> <td>うち、チーズ向け</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table>	区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	生産量	在庫量	区分	チーズ	うち、業務用向け チーズ	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)	生産量	生乳処理量 (ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)- (ニ)-(ホ)-(ヘ)-(ト)		処理内訳		牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	<p>この場合、プロセesses原料用ナチュラルチーズを生産している可能性等がありますので調査客体に確認してください。</p>		
区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム																																													
生産量																																													
在庫量																																													
区分	チーズ	うち、業務用向け チーズ	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)																																													
生産量																																													
生乳処理量 (ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)- (ニ)-(ホ)-(ヘ)-(ト)		処理内訳																																																
牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け																																															
...																																															
...																																															
42	<p>5 乳製品の生産量及び月末在庫量(キログラム単位で記入してください)、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。)</p> <p>単位：kg</p> <table border="1" data-bbox="989 627 1133 1568"> <tr> <td>区分</td> <td>全粉乳</td> <td>脱脂粉乳</td> <td>調製粉乳</td> <td>バター</td> <td>クリーム</td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>在庫量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1141 448 1228 1568"> <tr> <td>区分</td> <td>チーズ</td> <td>うち、業務用向け チーズ</td> <td>加糖れん乳</td> <td>無糖れん乳</td> <td>脱脂加糖れん乳</td> <td>乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)</td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table> <p>2 生乳の処理量(トン単位で記入してください)</p> <p>単位：t</p> <table border="1" data-bbox="1260 537 1396 1568"> <tr> <td colspan="2">生乳処理量 (ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)- (ニ)-(ホ)-(ヘ)-(ト)</td> <td colspan="2">処理内訳</td> </tr> <tr> <td>牛乳等向け</td> <td>うち、業務用向け</td> <td>乳製品向け</td> <td>うち、チーズ向け</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table>	区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	生産量	在庫量	区分	チーズ	うち、業務用向け チーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)	生産量	生乳処理量 (ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)- (ニ)-(ホ)-(ヘ)-(ト)		処理内訳		牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	<p>この場合、プロセesses原料用ナチュラルチーズを生産している可能性等がありますので調査客体に確認してください。</p>
区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム																																													
生産量																																													
在庫量																																													
区分	チーズ	うち、業務用向け チーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kg)																																												
生産量																																												
生乳処理量 (ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)- (ニ)-(ホ)-(ヘ)-(ト)		処理内訳																																																
牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け																																															
...																																															
...																																															

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																														
5 乳製品の生産量及び月末在庫量 (つづき)	43	『全粉乳』～『アイスクリーム』の各項目の生産量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																														
	44	『全粉乳』～『アイスクリーム』の各項目の生産量について前月値と比較します	対前月比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																														
<p>5 乳製品の生産量及び月末在庫量(キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。)</p> <p>単位:kg</p> <table border="1" data-bbox="582 517 719 1563"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>調製粉乳</th> <th>バター</th> <th>クリーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>在庫量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="730 327 826 1563"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>チーズ</th> <th>ろろ、藍藻清澄粉 ナチュラルチーズ</th> <th>加糖れん乳</th> <th>無糖れん乳</th> <th>脱脂加糖れん乳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kg)</p>				区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	生産量	在庫量	区分	チーズ	ろろ、藍藻清澄粉 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	生産量
区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム																												
生産量																												
在庫量																												
区分	チーズ	ろろ、藍藻清澄粉 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳																												
生産量																												

3 月別調査 集計値の審査

審査項目	審査内容	対処方法
工場間における生乳の送受乳量	電子化された調査票データを集計し、工場間における生乳の送受乳量が一致しているかを確認	一致していない場合には、送乳側、受乳側のそれぞれの調査客体から生乳の送受乳量の確認を行い、必要に応じて報告値の修正を行う。 なお、調査客体に確認は行ったものの、送受乳量が一致しなかった場合には、速やかに農林水産省に報告し、指示を仰ぐ。
生乳生産量	電子化された調査票データの集計値と基礎調査結果から求めた推計値とから求めた都道府県別の生乳生産量が、指定生産者団体等が取りまとめている都道府県別の生乳生産量を上回っているかを確認	調査結果が指定生産者団体等の生乳生産量を下回っている場合には、前年調査票データ等を活用し、生乳の送受乳についての実態を確認するとともに、必要に応じて報告値の修正を行う。 なお、確認を行ったものの、指定生産者団体等の生乳生産量を下回っている場合には、速やかに農林水産省に報告し、指示を仰ぐ。

4 (第1報作成編) 集計ミス等の確認(月別調査)

審査項目	審査内容	審査の留意点	対処方法
集計ミス等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○各項目の県計値の対前年同月、対前月比較による増減要因の確認 ○各項目の全国値の対前年同月、対前月比較による増減要因の確認 ○在庫量集計値の増減要因の確認 ○統計表の各項目間の数値の整合性を確認 ○統計表の累年データのロールイン・ロールアウトを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査票値の積み上げが間違っていないかを確認。 ○県計値の積み上げが間違っていないかを確認。 ○調査票値の積み上げが間違っていないかを確認。 ○統計表の全国計と都道府県計とが一致しているか等、項目間の整合性を確認。 ○ロールイン・ロールアウトが調査年、調査月と一致しているかを確認。 	<p>調査票データを再確認し、客集計データを確認し、客集計データと一致しない場合は修正を行う。また、複数チェック内容を確認し、必要に応じて修正を行う。</p>

5 (第1報作成編) 集計ミス等の確認(基礎調査)

審査項目	審査内容	審査の留意点	対処方法
集計ミス等の確認	<p>○各項目の全国値の対前年比較による増減要因の確認</p> <p>○統計表の計と内訳の整合性を確認</p> <p>○統計表の累年データのロールイン・ロールアウトを確認</p>	<p>○調査票値の積み上げ、累計値の積み上げが間違っていないかを確認。</p> <p>○計と内訳の合計が一致しているかを確認。</p> <p>○ロールイン・ロールアウトが調査年、調査月と一致しているかを確認。</p>	<p>調査票データを再確認し、集計データを修正を行う。必要に応じて複数チェックを行う。</p>

6 (報告書統計表作成編) 集計ミス等の確認 (報告書)

審査項目	審査内容	対処方法
集計ミス等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○表側の年次、月次等の表記に誤りがないかを確認 ○概数値公表以降にデータの修正があった場合は、そのデータが確実に集計値に反映されているかを確認 	集計データを再度確認の上、審査内容については複数人によるダブルチェックを行う。

調査対象配布用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農水省からの提供物	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査対象への送付時期	備考
基礎調査・月別調査共通						
1	牛乳乳製品統計調査ご協力をお願い	○	○	11	11～12月	積算:618(基礎調査対象数)×1.05=649
2	牛乳乳製品統計調査 送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	11	11～12月	積算:618(基礎調査対象数)+(372(月別調査対象数)×12)) ×1.05=5,336
3	牛乳乳製品統計調査 返信用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	11	11～12月	積算:618(基礎調査対象数)+(372(月別調査対象数)×12)) ×1.05=5,336
4	牛乳乳製品統計調査 オンライン調査システム操作ガイド	○	○	×	随時	オンライン調査を希望する調査対象に配布
5	オンライン調査用コード・ID	×	×	×	随時	オンライン調査を希望する調査対象に配布
基礎調査						
6	牛乳乳製品統計調査基礎調査票 記入の仕方	○	○	11	11～12月	積算:618(基礎調査対象数)×1.05=649
7	牛乳乳製品統計調査基礎調査票 (プレプリントも含む)	○	○	11	11～12月	積算:618(基礎調査対象数)×1.05=649
月別調査						
8	牛乳乳製品統計調査月別調査票 記入の仕方	○	○	11	11～12月	積算:372(月別調査対象数)×1.05=391
9	牛乳乳製品統計調査月別調査票 (牛乳処理場・乳製品工場用)	○	○	11	11～12月	積算:372(月別調査対象数)×12×1.05=4,687

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告
(基礎調査)

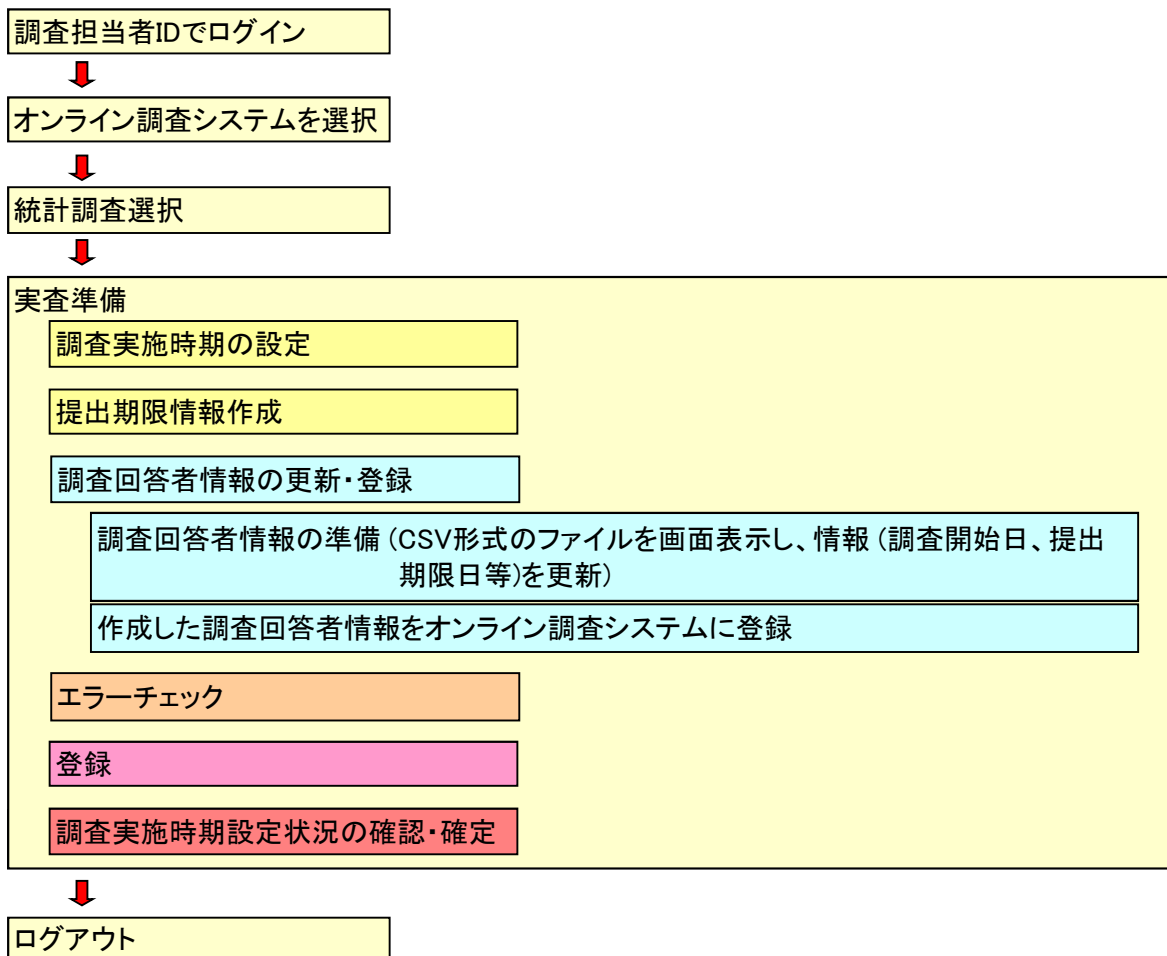
No	月日	応対時刻	調査票の指標欄		調査拒否、遅延理由等
			県番号	工場	
	/				
	/				
	/				
	/				

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告
(月別調査)

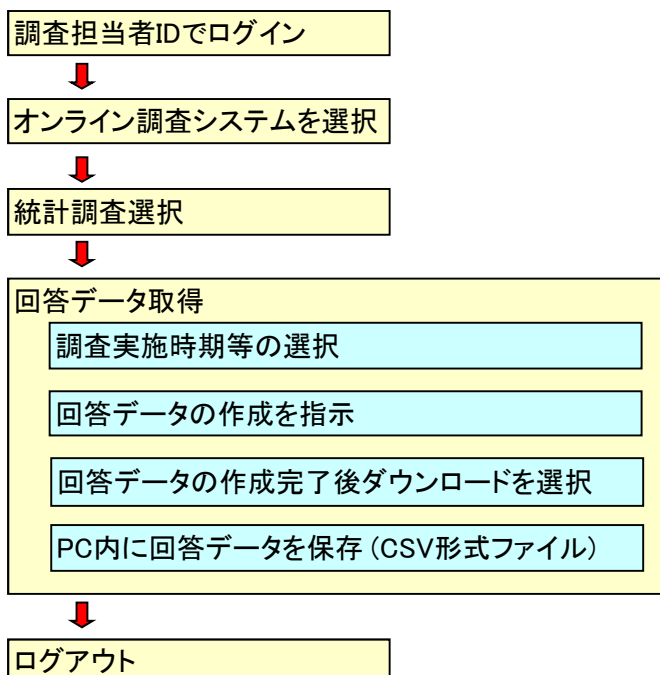
No	月日	応対時刻	調査票の指標欄		調査拒否・遅延理由等
			県番号	工場	
	/				
	/				
	/				
	/				

牛乳乳製品統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業
及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況
(基礎調査)

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			応対内容		備考
			県番号	工場	苦情等・照会内容	回答内容		
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況
(月別調査)

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			応対内容		備考
			県番号	工場	苦情等・照会内容	回答内容		
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

(秘)平成 年 牛乳製品統計調査 調査票回収・督促状況
(基礎調査)

No. _____

調査票の指標欄		調査票回収 年月日	督促日	督促状況		備考
県番号	工場			内容		
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			
			/ /			

(秘)平成 年 牛乳製品統計調査 調査票回収・督促状況
 (月別調査)

No. _____

調査票の指標欄		調査票回収 年月日	督促日	督促状況		備考
県番号	工場			内容		
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況
(基礎調査)

No.

No	月日	応対時間(分)	調査票の指標欄		照会内容	回答内容	備考
			県番号	工場			
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況
(月別調査)

No.

No	月日	応対時間(分)	調査票の指標欄		照会内容	回答内容	備考
			県番号	工場			
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
(農林水産省)				
人件費 (基礎)	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
人件費 (月別)	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費 (郵送料)		-	333	330
委託費	調査協力謝金	-	10,692	10,424
	民間事業者委託費	27,904	10,278	10,278
計 (a)		27,904	21,303	21,032
参考 値 ()	減価 費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部 費	-	-	-
(a) + (b)		27,904	21,303	21,032
(注記事項)				
<p>1. 業務の実施期間は1月から12月までの1年間である。</p> <p>2. 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による委託費、実費払の謝金及び郵送料である。</p> <p>平成22年度の民間事業者委託費は、複数年契約（平成20年11月1日から平成23年1月31日まで）の1調査年分であり（税込）、謝金及び郵送料が含まれている。</p> <p>平成23年度及び24年度の民間事業者委託費は、複数年契約（平成22年11月1日から平成26年1月31日まで）の1調査年分であり（税込）、謝金及び郵送料が含まれていない。</p> <p>平成22年度に要した謝金は11,362,220円、郵送料は358,120円である。</p> <p>なお、平成23年度に要した謝金は10,692千円、郵送料は333千円であり、平成24年度に要した謝金は10,424千円、郵送料は330千円である。</p>				

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	基礎調査	-	-	-
	月別調査	-	-	-
非常勤職員	基礎調査	-	-	-
	月別調査	-	-	-
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>○ 統計調査、牛乳乳製品に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象企業、業界に関する予備知識</p> <p>○ 牛乳乳製品統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること</p>				
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <p>○ 12月～2月にかけて、基礎調査の実施にかかる調査関係書類の配布、調査票の回収、調査対象からの照会対応、調査票の審査、未提出調査対象への督促等、業務の繁忙期にあたる</p>				
<p>(注記事項)</p> <p>1. 調査の実施に要した人員については、民間委託をしているため、（農林水産省の職員数として）「-」としている。</p> <p>2. 平成22年基礎調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ105人日である。 (常勤：15人、非常勤10人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等） 30人日 ・調査票の回収・督促 16人日 ・審査・疑義照会対応 33人日 ・集計・第1報結果表作成・審査 23人日 ・調査対象への謝礼支給 3人日 <p>※ 第1期と第2期で委託事業者が変わっているため、22年については基礎調査に係る人員のみ記載。</p> <p>3. 平成23年基礎調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ48人日である。 (常勤：17人、非常勤：10人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等） 2人日 ・調査票の回収・督促 11人日 ・審査・疑義照会対応 25人日 ・集計・第1報結果表作成・審査 8人日 ・調査対象への謝礼支給 2人日 <p>4. 平成23年月別調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ347人日である。 (常勤：17人、非常勤：10人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等） 29人日 ・調査票の回収・督促 68人日 ・審査・疑義照会対応 153人日 ・集計・第1報結果表作成・審査 93人日 ・調査対象への謝礼支給 4人日 				

2 従来の実施に要した人員（続き）

（注記事項）（続き）

5. 平成24年基礎調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ24人日である。
(常勤：11人、非常勤：9人)
- ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等） 1人日
 - ・調査票の回収・督促 3人日
 - ・審査・疑義照会対応 6人日
 - ・集計・第1報結果表作成・審査 12人日
 - ・調査対象への謝礼支給 2人日
6. 平成24年月別調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ126人日である。
(常勤：11人、非常勤：9人)
- ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等） 3人日
 - ・調査票の回収・督促 20人日
 - ・審査・疑義照会対応 45人日
 - ・集計・第1報結果表作成・審査 55人日
 - ・調査対象への謝礼支給 3人日

3 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 平成22年度

- 施設
会社事務室一角
- 設備
電話17台、FAX2台、コピー機2台、パソコン17台、プリンタ2台、
シュレッダー1台、書庫、机・椅子

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

(2) 平成23年度

- 施設
会社事務室一角
- 設備
電話19台、FAX2台、コピー機2台、パソコン19台、プリンタ2台、
シュレッダー1台、書庫、机・椅子

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

(3) 平成24年度

- 施設
会社事務室一角
- 設備
電話16台、FAX2台、コピー機2台、パソコン16台、プリンタ2台、
シュレッダー1台、書庫、机・椅子

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

4 従来の実施における目標の達成の程度

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
基礎調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
月別調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

1. 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。
調査対象数は、1年間の総調査対象数であり、調査不適合により除外した対象はない。

①平成22年

- 基礎調査（回収率100%）
調査対象数：655工場、回収数：655工場
- 月別調査（回収率100%）
調査対象数（延べ）：4,657工場、回収数：4,657工場

②平成23年

- 基礎調査（回収率100%）
調査対象数：628工場、回収数：628工場
- 月別調査（回収率100%）
調査対象数（延べ）：4,605工場、回収数：4,605工場

③平成24年

- 基礎調査（回収率100%）
調査対象数：618工場、回収数：618工場
- 月別調査（回収率100%）
調査対象数（延べ）：4,506工場、回収数：4,506工場

5 従来の実施方法

従来の実施方法（業務フロー図等）

牛乳乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（別紙2-1）、牛乳乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（別紙2-2）及び「民間競争入札実施事業 牛乳乳製品統計調査の実施状況について」（別添）参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 民間事業者との連絡を密にし、打合せや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査対象からの問合せに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 基礎調査において、調査対象に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。しかしながら、数度の依頼でも協力が得られない場合は、農林水産省から調査対象に直接協力依頼するなど、すべての調査対象から調査協力を得られるよう努めている。
- 調査票の回収から公表までの期間が短いため、調査結果を正確かつ迅速に集計することが重要である。

（注記事項）

1. 調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認
 - ・ 基礎調査：調査対象への協力依頼・確定は、毎年12月下旬ごろから電話等による協力依頼を経て、1月上旬頃に調査を実施した。
 - ・ 月別調査：調査対象への協力依頼・確定は、調査協力の継続を維持する観点から、基礎調査協力依頼にあわせ調査協力を取り付けた。
2. 調査対象の継続率
 - ・ 転業、休廃業その他理由により継続することが不可能となった場合を除き、継続率は100%である。
3. 調査方法と実績

平成23年基礎調査及び平成24年月別調査は、郵送、オンライン又はFAXの中から調査対象が希望する方法により行った。

 - ① 平成23年基礎調査
調査は、調査票を郵送又はオンラインにより送付し、郵送、FAX又はオンラインにより回収する方法。
 - ・ 郵送回収 79調査対象
 - ・ FAX回収 205調査対象
 - ・ オンライン回収 344調査対象
 - ② 平成24年月別調査
調査は、調査票を郵送又はオンラインにより送付し、郵送、FAX又はオンラインにより回収する方法。
 - ・ 郵送回収 2調査対象
 - ・ FAX回収 100調査対象
 - ・ オンライン回収 270調査対象

なお、調査関係用品の配布及び調査票の回収における郵送料は約35万円（郵送に掛かる人件費等は含まない。）であった。

5 従来の実施方法（続き）

（注記事項）（続き）

4. 調査対象からの照会件数（平成24年）

平成23年基礎調査及び平成24年月別調査における調査対象からの照会件数は次のとおり。

基礎調査

合計件数	記入方法	システム関係	その他
22	7	13	2

月別調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
記入方法	1	2	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	10
システム関係	7	2	2	2	2	2	7		1	-	3	6	34
その他	12	3	4	-	2	-	-	-	-	-	1	2	24

調査内容： 調査票の記入の仕方
 オンライン調査システムの操作方法
 担当者や連絡先の変更 等

5. 調査対象への疑義照会件数

平成23年基礎調査及び平成24年月別調査における調査対象への疑義照会件数は次のとおり。

基礎調査

	平成23年
疑義照会件数	304

月別調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
疑義照会件数	340	334	345	332	328	317	331	324	334	311	310	320

疑義照会の内容

- ・前年調査票データと比較した対象データの増減（変動）理由、工場間における生乳の送受乳量及び繰越・繰入量の確認、飲用牛乳等の都道府県出荷量の確認、記入誤りの確認等

疑義照会については、4名体制で対応した。

5 従来の実施方法（続き）

（注記事項）（続き）

6. 督促の方法と実績

平成23年基礎調査及び平成24年月別調査の民間事業者による督促は、4名体制で対応した。

その方法については、電話、FAX又は電子メールにより報告期日の事前に行い、連絡がつかない場合は、再度、FAX又は電子メールにより督促を行った。

7. 調査対象への謝金支払

平成23年基礎調査及び平成24年月別調査においては、調査対象に支払う調査協力謝金については、工場の代表者等に対し、口座振込により支給している。

平成23年基礎調査については、628調査対象のうち受取を辞退した調査対象を除いた580調査対象に対して4,080円、総額約237万円（謝礼支払いに要する人件費や振込手数料等は含まない。）を支払った。

平成24年月別調査については、381調査対象のうち受取を辞退した調査対象を除いた351調査対象に対して調査票を回収した月数割合に応じて年額最高35,040円、総額約809万円（謝礼支払いに要する人件費や振込手数料等は含まない。）を支払った。

(別添)

平成25年3月7日
農林水産省
大臣官房統計部

**民間競争入札実施事業
牛乳乳製品統計調査の実施状況について
(平成23年調査及び平成24年1月調査から11月調査までの分)**

I 事業の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、次の内容により平成23年調査から平成25年調査までの事業を実施している。

1 事業内容

牛乳乳製品統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査客体への謝礼支給に係る業務

2 契約期間

平成22年11月1日から平成26年1月31日までの3年3箇月間

3 受託者

株式会社 日本リサーチセンター

II 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成22年基礎調査（平成23年1月）、平成23年基礎調査（平成24年1月）、平成23年月別調査（1月から12月までの分）及び平成24年月別調査（1月から11月までの分）（以下「評価期間」という。）における確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

1 調査票の回収・督促

調査票の回収率は、電子メールによる報告期日のお知らせ、電話又はFAXによる督促を行った結果、基礎調査（約640調査客体）、月別調査（約380調査客体）ともに確保されるべき質とした100%を達成した。

また、評価期間の督促件数は、基礎調査が342件（平成22年：238件、平成23年：104件）、月別調査が514件（平成23年：317件、平成24年：197件）となった。

表1-1 基礎調査の回収率

	平成22年	平成23年
回収率（%）	100.0	100.0

表 1 - 2 月別調査の回収率

	年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成24年 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-

注：平成24年の年平均は1月から11月までの平均である。

表 2 - 1 基礎調査の督促件数

	平成22年	平成23年
督促件数 (件)	238	104

表 2 - 2 月別調査の督促件数

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年 (件)	317	22	32	46	26	15	23	27	43	23	8	24	28
平成24年 (件)	197	19	14	14	12	14	18	21	22	19	22	22	-

注：平成24年の年間計は1月から11月までの合計である。以下、平成24年の年間計について同じ。

2 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応

(1) 調査客体からの問合せ対応

民間事業者は、調査の実施に当たり、調査内容と業界の動向を正確に把握するための資料及び各種マニュアルを作成・使用し、担当者への研修を実施した。調査客体からの問合せ等への対応については、専属要員を配置・育成するとともに、問合せや疑義照会を通じて更新される調査客体情報について、事務局内にデータベースを構築することで情報の共有を図った。

また、評価期間の問合せ件数は、基礎調査が138件（平成22年：116件、平成23年：22件）、月別調査が371件（平成23年：311件、平成24年：60件）となった。

なお、苦情については基礎調査、月別調査ともに0件であった。

表 3 - 1 調査客体から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数（基礎調査）

	平成22年	平成23年
問合せ (件)	116	22
うち苦情 (件)	0	0

表 3 - 2 調査客体から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数（月別調査）

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年 (件)	311	84	27	29	29	32	7	26	21	16	24	7	9
うち苦情 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年 (件)	60	20	7	9	4	6	2	7	0	1	0	4	-
うち苦情 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

○ 問合せの主な内容

調査票の記入の仕方、オンライン調査システムの操作方法、担当者や連絡先の変更等

(2) 調査票の審査及び疑義照会対応

民間事業者は、オンライン調査システムからダウンロードした調査票データ及び郵送又はFAXにより回収され電子化された調査票データを、農林水産省が貸与した審査事項一覧表を基に設計した疑義照会用プログラムを用いて審査基準に該当する調査票を抽出し、審査及び必要な場合は疑義照会を電話、電子メール又はFAXによりの確に行った。

また、疑義照会に対する調査客体からの回答内容をデータベース化し事務局内において情報を共有することにより、以降の審査及び疑義照会の参考とした。

なお、評価期間の疑義照会件数は基礎調査が692件（平成22年：388件、平成23年：304件）、月別調査が7,727件（平成23年：4,121件、平成24年：3,606件）となった。

表4-1 基礎調査の疑義照会件数

	平成22年	平成23年
照会件数（件）	388	304

表4-2 月別調査の疑義照会件数

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年（件）	4,121	354	350	361	350	346	342	337	346	341	320	336	338
平成24年（件）	3,606	340	334	345	332	328	317	331	324	334	311	310	-

○ 疑義照会の主な内容

前年調査票データと比較した対象データの増減（変動）理由、工場間における生乳の送受乳量及び繰越・繰入量の確認、飲用牛乳等の都道府県出荷量の確認、記入誤りの確認等

3 評価

調査票の回収率については、基礎調査、月別調査ともに確保されるべき質として定めた100%を達成しており評価できる。

また、調査客体からの問合せ、疑義照会についても効率よく実施されており評価できる。

III 実施経費の状況

市場化テスト開始前の国における従来の実施経費（平成20年度実施経費の3箇年分）と契約金額との比較結果は、次のとおりである。

平成23年調査から平成25年調査までの3調査年分の契約金額30,835,035円は、従来の実施経費の約55%に相当し、農林水産省側としては、24,745,965円の経費が削減されている。

実施経費：55,581,000円（平成20年度実施経費の3箇年分）

18,527,000円（1調査年分）

契約金額：30,835,035円（平成23年調査から平成25年調査までの3調査年分）

10,278,345円（1調査年分）

(平成20年度実施経費の約55%)

削減額：24,745,965円

8,248,655円（1調査年分）

なお、平成21年調査から実施した市場化テストとしての第1期事業の契約金額と比較した場合には、農林水産省側としては、1調査年あたり5,917,882円の経費が削減されている。

※1 契約金額には、国が実費を負担する謝金及び郵送料は含まれていないため、平成20年度実施経費から謝金及び郵送料（平成20年調査の調査客体数を乗じて計算した金額）を除いている。

2 第1期事業（平成21年調査及び平成22年調査）における契約金額は55,807,500円であるが、謝金及び郵送料を含んでおり、謝金及び郵送料を除いた1調査年分は16,196,227円となっている。

IV 事業の実施状況

1 実施体制

実施体制については、次のとおりである。

表5-1 事業の実施体制（基礎調査）

	平成22年	平成23年
調査客体への協力依頼	10人日	1人日
調査関係用品の印刷	20人日	1人日
調査客体からの照会対応	常時、2名配置	常時、2名配置
調査票の回収・督促	16人日	11人日
調査票の審査、調査客体への疑義照会等	33人日	25人日
集計、第1報結果表作成・審査	23人日	8人日
調査客体への謝礼支給	3人日	2人日

表5-2 事業の実施体制（月別調査）

	平成23年	平成24年
調査客体への協力依頼	11人日	1人日
調査関係用品の印刷	18人日	2人日
調査客体からの照会対応	常時、2名配置	常時、2名配置
調査票の回収・督促	68人日	20人日
調査票の審査、調査客体への疑義照会等	153人日	45人日
集計、第1報結果表作成・審査	93人日	55人日
調査客体への謝礼支給	4人日	-

2 実査準備

(1) 調査関係用品の印刷

印刷については、農林水産省による原稿の確認後、平成22年基礎調査分を平成23年1月6日まで、平成23年基礎調査分を平成24年1月5日まで、平成23年月別調査分を平成23年1月25日まで、平成24年月別調査分を平成24年1月25日までにそれぞれ印刷を行い、印刷終了後に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

印刷部数については、次のとおりである。

表6-1 関係用品印刷部数（平成22年基礎調査及び平成23年月別調査）

関係用品印刷物	印刷部数
調査ご協力をお願い	655（調査客体数）＋45（予備）＝700
基礎調査票	285（調査客体数）＋20（予備）＝305
月別調査票	100（調査客体数）×12＋10（予備）＝1,210
基礎調査記入の仕方	655（調査客体数）＋45（予備）＝700
月別調査記入の仕方	389（調査客体数）＋101（予備）＝490
送付用封筒	655（調査客体数）×4.5＋252（予備）＝3,200
返信用封筒	655（調査客体数）＋145（予備）＝800

表6-2 関係用品印刷部数（平成23年基礎調査及び平成24年月別調査）

関係用品印刷物	印刷部数
調査ご協力をお願い	628（調査客体数）＋22（予備）＝650
基礎調査票	284（調査客体数）＋16（予備）＝300
月別調査票	100（調査客体数）×12＋10（予備）＝1,210
基礎調査記入の仕方	628（調査客体数）＋117（予備）＝745
月別調査記入の仕方	－（前年の余部にて対応）
送付用封筒	628（調査客体数）×4.5＋374（予備）＝3,200
返信用封筒	628（調査客体数）＋572（予備）＝1,200

(2) 調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認等

ア 調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認等

民間事業者の変更に伴いオンラインによる回答方法が変更になったことから、調査開始前に農林水産省が関係団体及び調査客体に対する事前説明を行った後、民間事業者において電話による依頼を行った。また、調査客体にオンライン調査への変更の案内を行った。

また、担当者や連絡先の変更等についても併せて確認を行った。

イ 調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認等の実施状況は次のとおりである。

(ア) 平成22年基礎調査（平成22年11月29日から12月24日まで）

調査対象候補となった663調査客体に対して調査協力の確認を行い、655調査客体から協力の了解を得た。

なお、協力を得られなかった8調査客体については、廃業等の理由によるものである。

(イ) 平成23年月別調査（平成22年11月29日から12月24日まで）

平成22年基礎調査の協力依頼と併せて、調査対象候補となった389調査客体に対して調査協力の確認を行い、全ての調査客体から了解を得た。

(ウ) 平成23年基礎調査（平成23年11月25日から12月28日まで）

調査対象候補となった628調査客体に対して調査協力の確認を行い、全ての調査客体から了解を得た。

(エ) 平成24年月別調査（平成24年3月13日から4月2日まで）

平成23年月別調査からの継続調査客体に対しては改めての依頼は行っていない。

また、平成24年4月からの新規調査客体候補となった2調査客体に対して調査協力の確認を行い、全ての調査客体から了解を得た。

3 実査

(1) 調査関係用品の配布

基礎調査における調査関係用品の配布については、基礎調査のみの調査客体と月別調査も対象となっている調査客体に分けて郵送により発送した。

また、発送に当たり、郵送回収の調査客体にはプレプリントした調査票を、オンライン回収の調査客体には回答の手引、操作ガイド及びログイン情報等、回答に必要な書類を同封した。

なお、それぞれの発送は、平成22年基礎調査が平成23年1月11日、平成23年基礎調査が平成24年1月6日、平成23年及び平成24年月別調査は各月の下旬に発送した。

創意工夫した点としては、

- ① 調査関係用品のほかに各月の報告期日を明示したものを同封したこと。
- ② 電話及びFAXによる到着確認を行ったことが挙げられる。

(2) 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、専用回線を設置するとともに専属要員を配置し対応した。

創意工夫した点としては、照会のあった内容をデータベース化し、事務局内において情報共有を図ることで、それ以降の照会対応が効率的に行えるようにしたことが挙げられる。

調査客体からの照会対応業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成23年1月4日から12月28日まで
平成24年1月4日から12月28日まで
- ・土日・祝日を除く午前10時から午後5時までを基本とした電話受付のほか、メール及びFAXによる受付を随時実施した。

(3) 調査票の回収・督促

調査票の回収については、郵送、オンライン又はFAXの中から調査客体が希望する方法により行った（平成23年基礎調査時 郵送：79調査客体、オンライン：344調査客体、FAX：205調査客体。平成24年11月調査時 郵送：2調査客体、オンライン：270調査客体、FAX：100調査客体）。

また、報告期日前に電子メール又はFAXによる報告期日の事前通知を行った。創意工夫した点としては、

- ① 報告期日までに回収がスムーズに行われるよう電話、電子メール又はFAXにより調査客体に対し報告期日の事前通知を行ったこと。
- ② 電話連絡がつかない場合、電子メール又はFAXによる督促を行ったこと。
- ③ 回収・督促状況を一覧で整理して回収・督促漏れのないよう行ったことが挙げられる。

4 調査票の審査、調査客体への疑義照会

調査票の審査については、農林水産省が貸与した審査事項一覧表を基に民間事業

者が作成した疑義照会用プログラムを用いて、審査基準を超えたデータについての理由を確認し、必要な場合は調査客体に電話、電子メール又はFAXによる疑義照会を行った。

疑義照会について創意工夫した点としては、

- ① 調査客体に対する電話対応について事前に作成した問合せマニュアルを使用するとともに農林水産省との打合せにより対応方法を習得したこと。
- ② 疑義照会の内容等をデータベース化し事務局内において情報共有を図ることで効率的に行ったこと。

が挙げられる。

5 集計及び第1報結果表の作成・審査

集計及び第1報結果表の作成については、農林水産省が貸与した集計プログラムを用いて、調査票データを集計表に自動的に加算・集計する方法で行った。

集計結果の審査については、審査基準に基づいて行った。

6 調査客体への謝礼支給

調査客体への謝礼の支給については、翌年の調査の連絡・協力確認を電話により行う際、謝金の振込先口座の確認を行い、口座振込により行った。

各調査における調査客体への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

表7 調査客体への謝礼支給の状況

	受領事業所数	辞退事業所数	実施期間
平成22年基礎調査	655	56	平成23年3月15日から31日まで
平成23年基礎調査	628	48	平成24年3月7日から25日まで
平成23年月別調査	394	30	平成24年1月23日から31日まで

7 調査客体への対応状況

平成24年10月末現在の牛乳製品統計調査における月別調査客体に対して民間事業者の対応状況について把握を行った。

(1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②問合せに対する事務局の対応状況、③事務局からの督促対応状況、④事務局からの照会・確認対応状況、⑤事務局全体の感想について、アンケートを実施した（平成24年11月22日発送、12月6日締切り）。

表8 アンケート回収状況

調査客体数 ①	回収数 ②	回収率 =②÷①
事業所 370	事業所 293	% 79.2

(2) 集計結果（別紙参照）

- ① 調査協力依頼状況

調査協力依頼の際の事務局の態度について「どちらかといえば悪い」との回答が1調査客体から、協力依頼の説明については「どちらかといえばわかりづらい」との回答が5調査客体からそれぞれあったものの、おおむね「良い」又は「わかりやすい」との回答であった。

② 問合せの対応状況

問合せに対する説明について「どちらかといえばわかりづらい」又は「わかりづらい」と回答した調査客体はなかった。

③ 督促対応状況

督促の仕方・態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答が3調査客体からあったものの、おおむね「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。

④ 照会・確認対応状況

照会・確認の際の態度について「どちらかといえば悪い」との回答が3調査客体からあったものの、おおむね「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。

V 全体的な評価

本事業における民間委託事業の実施状況については、調査票の回収率が各調査において確保されるべき質とした100%を達成し、また、調査票の回収・督促・疑義照会等も滞りなく行われており、事業実績及び実施経費の両面において良好であった。

加えて、調査客体に対する応対に関するアンケート結果においてもおおむね良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価できる。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたい。

(別紙)

牛乳乳製品統計調査の実施民間事業者の業務に関するアンケート結果

1 事務局からの調査協力依頼

問1 事務局からの調査協力依頼はどのように行われましたか。

計	訪問	電話	郵送	無回答
342	27	112	197	6

※複数回答のため計は回答者数と一致しない。

問2 調査協力依頼の際の事務局の態度は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえ ば良い	どちらかといえ ば悪い	悪い
139	103	35	1	0
100.0%	74.1%	25.2%	0.7%	0.0%

問3 調査協力依頼の内容に関する事務局の説明は、いかがでしたか。

計	わかりやすい	どちらかといえ ばわかりやすい	どちらかといえ ばわかりづらい	わかりづらい
139	70	64	5	0
100.0%	50.4%	46.0%	3.6%	0.0%

2 問合せに対する事務局の対応

問1 事務局へ問合せを行いましたか。

計	行った	行わなかった	無回答
293	47	242	4
100.0%	16.0%	82.6%	1.4%

問2 事務局にはどのようなことで問合せを行いましたか。

計	調査の内容 について	その他
48	25	23

問3 問合せに対する事務局の対応は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえ ば良い	どちらかといえ ば悪い	悪い	無回答
47	33	13	0	0	1
100.0%	70.2%	27.7%	0.0%	0.0%	2.1%

問4 問合せに対する事務局の説明は、いかがでしたか。

計	わかりやすい	どちらかといえばわかりやすい	どちらかといえばわかりづらい	わかりづらい	無回答
47	28	17	0	0	2
100.0%	59.6%	36.2%	0.0%	0.0%	4.3%

3 事務局からの調査票提出の督促や、回答内容についての照会・確認

問1 事務局から調査票提出の督促や、回答した内容についての照会・確認がありましたか。

計	督促があった	照会・確認があった	督促及び照会・確認があった	どちらもなかった	無回答
293	11	181	54	44	3
100.0%	3.8%	61.8%	18.4%	15.0%	1.0%

問2 事務局の督促の仕方・態度は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い	悪い	無回答
65	43	15	1	2	4
100.0%	66.2%	23.1%	1.5%	3.1%	6.2%

問3 回答した内容についての照会・確認を行ってきた際の事務局の態度は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い	悪い	無回答
235	159	68	3	0	5
100.0%	67.7%	28.9%	1.3%	0.0%	2.1%